

# 綿 スフ 織物情報

2019年(平成31年) 1月号 Vol. 1834

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会  
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F  
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679  
URL : <http://www.jcwa-net.jp/>

## 主 な 内 容

「年頭挨拶」平松誠治(日本綿スフ織物工業連合会会長)／「年頭所感」井上宏司(経済産業省製造産業局長)／「年頭所感」安藤久佳(中小企業庁長官)／「年頭所感」杉浦宏美(経済産業省製造産業局生活製品課長)／綿工連綿's倶楽部委員会開催／JETRO「欧米向けテキスタイル輸出展示商談会」開催／日本繊維産業連盟常任委員会開催／技能実習適正化推進委員会・取引適性化推進委員会開催／SCM推進協議会「第2回取引改革委員会」開催／一般財団法人日本綿業振興会「企画委員会」開催／第6回繊維産業技能実習事業協議会開催／綿・スフ織物業がセーフティネット保証5号の指定業種に／消費税率引上げに伴う価格設定ガイドライン／平成30年度「自習行動計画」フォローアップ調査の結果／平成31年度予算案(政府案)・平成30年度補正予算案閣議決定／平成30年度第二次補正予算「生産性特別補助金」／平成31年度与党税制大綱の概要／「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の一部を施行するため関係政令が閣議決定／EPA・TPPの動向／特許公開情報

## 年 頭 挨 拶

日本綿スフ織物工業連合会  
会 長 平 松 誠 治

新年あけましておめでとうございます。

平成最後の新春をお健やかに迎えられましたこと、心からお慶び申し上げます。

昨年は全国各地が大きな災害に見舞われた一年でした。特に、平成30年西日本豪雨、台風第21号と24号は綿・スフ織物産地機業の一部に被害をもたらし、復旧に向けた機業の懸命な努力は今なお続いています。一日も早い完全復旧を祈るとともに、本年はこのような災害のないことを切に願い、そしてまた、万一の備えを年の初めに総点検し、本年の初稼動を迎えたいと思

います。

さて、2012年12月から始まった景気回復は、この1月に戦後最長のいざなぎ景気を越えることがほぼ確実にになりました。しかしながら、好調な世界の景気を背景に大企業の収益は堅調に推移するものの衣料品の消費が低調で、綿・スフ織物産地としては景気回復の実感が乏しいのが現状であります。

本年はいよいよ10月に消費税増税、4月に外国人労働者受入れ拡大が始まります。また、昨年末にはTPP11が米国不参加のまま発効されました。

このように激変する事業環境において、綿・スフ織物業が持続可能な発展を成し遂げるには、生産性の向上、取引慣行の改善、産地間・異業種の連携等構造改革の推進と需要振興、市場開拓に全力をあげて取り組む必要があります、工連としてその後押しができればと思っております。

第一に、日本織物産地、日本繊維産地の一員として、海外との競争に勝ち抜くためには、思い切った構造改革を一体となって進めることが必須であり、取引問題につきましても、不合理な取引慣行の改善に積極的に取り組みたいと考えております。

繊維業界全体での「歩引き撤廃」、下請け取引ガイドラインを活用した取引先との基本契約の締結など、産地ではまだまだの状況にあり、気を引き締めて取り組む必要があります。

また、企業間・産地間、異業種と人材との交流・連携を図り、既成概念にとらわれない、新しい商品開発・用途開拓への取り組みが不可欠です。同一産地内の企業同士、他産地企業との連携による問題の解決、協働した事業活動を進めるためには情報の収集・共有化と人脈づくりが求められています。

現在生き残っている機業は何かしら独自の強みを持っており、産地間・異業種との交流や連携により、お互いを知り、それによって自社の強みを再発見し、自信を持っていくことが大切と考えます。

第二に、需要振興・市場開拓への積極的、且つ、継続した取り組みです。国内衣料品市場の今後の拡大が厳しいなかでは、輸出市場の開拓、産業資材への展開、染色加工・縫製業者との連携が肝要であります。

国内素材産地が今後生き残るためには、“Made in Japan”と独自性を如何に貫けるかにかかっており、アパレル業界からの国内素材産地との交流を図る提案については工連としても積極的に対応して成果を出していきたいと考えています。

これらを後押しするため、綿工連綿’s倶楽部を中心とした、産地間・異業種との交流や連携、将来を担う若い世代の発掘・育成、情報共有の場である「機屋よろず NetWork」の展開、これまで6年にわたり取り組んできました「綿織物産地素材展」は、新たにアパレル企業、クリエイターとビジネスが始まっており、本年も3月に「第7回綿織物産地素材展」を開催すべく準備を進めています。また、平成22年度から行っている綿・スフ織物業の構造改革・需要振興に対する助成金



事業についても、より利用しやすいものにして継続実施の予定です。

綿・スフ織物産地一丸となって、平成に続く新しい時代に持続可能な社会を目指す一員として、綿・スフ織物業の更なる発展にまい進してまいりましょう。最後に、皆様にとって佳き年になりますよう祈念して新年のご挨拶といたします。

平成31年 元旦

## 年 頭 所 感

経 済 産 業 省  
製 造 産 業 局 長  
井 上 宏 司

平成30年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

我が国経済は、安倍政権発足から6年での様々な改革や金融・財政政策によって名目GDPは54兆円増加、正社員の有効求人倍率は1倍を超え、2%程度の高水準の賃上げが5年連続で実現するなど、着実に成長軌道に乗りつつあります。一方、製造業を巡る外部環境は目まぐるしく変化しています。変革する競争環境の中で勝ち残り、世界をリードしていく企業を後押ししていくためにも今こそ具体的なアクションを起こしていただければと思います。製造産業局としても貢献をしていきます。

具体的に、まずは「Connected Industries」です。このコンセプトは、将来的に目指すべき未来社会である「Society5.0」を実現していくために、データを介して、様々な繋がりが生まれることで、新たな産業や付加価値の創出、社会課題の解決につなげていくものです。AIやIoT、ロボット技術が進展し、従来の産業ごとのもの売りだけではなく、こうした技術を活用した、業種横断的なサービスとの連動が拡大しています。ビジネスモデルの創出や抜本的な生産性向上、深刻な人手不足解消などに資する取組であります。引き続き、「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」等の重点5分野を中心にデータ共有やAIを用いたデータの利活用などを推進していきます。

自動車は、重要な生活の足であるとともに、製造業の出荷額の約2割、雇用の約1割を占めているなど、経済・雇用面で幅広い波及効果を有する日本経済の牽引役であります。仮に国内の自動車市場が縮小すれば、地域の経済・雇用、ひいては日本経済全体に大きな影響が出ると

予想されます。このため、自動車の保有に関する税負担の軽減などの車体課税の抜本見直しに加えて、消費税率引き上げ時の需要平準化対策として自動車の取得に関するユーザー負担の軽減いたします。また、自動車産業には、CASEと呼ばれる大変革の時代が押し寄せています。IT企業やベンチャー等が積極参入し、業種を超えた異種格闘技戦の様相を呈してきています。日本が引き続き世界のイノベーションをリードできるよう、CASEの潮流をチャンスととらえて積極的に対応してまいります。4月に「自動車新時代戦略会議」を立ち上げ、電動化を中心に中間整理をさせていただいております。

さらに、世界的に保護主義的な動きが広がる中、日本は自由貿易の旗手として主導的な役割を果たしてまいります。まず、TPP11の更なる拡大を目指します。また、2月1日に発効する日EU・EPAを含め、EPAを活用した中堅・中小企業の海外展開を積極的に支援します。RCEPについては、今年中の妥結を目指して交渉を進めていきます。

また、鉄鋼の過剰生産能力は未だ世界的課題であり、貿易制限措置の応酬がなされている現状であればこそ、多国間の枠組みである鉄鋼グローバル・フォーラムで具体的な成果を出すことが必要です。日本は昨年12月から議長に就任しました。引き続き、積極的に貢献していきます。

今年10月に、消費税が10%に引き上げられます。軽減税率制度への円滑な対応をお願い申し上げます。中小企業の皆様に対してはレジ・システム補助金を用意しております。

アベノミクスの成果を全国に届けていくためには、中小企業の取引条件を改善するとともに、サプライチェーン全体で付加価値を生み出す取り組みが不可欠です。特に、自動車、素形材、建設機械・機械製造業、繊維等の関係団体におかれましては自主行動計画を策定いただいております。進捗状況のフォローアップを踏まえれば、取引適正化に向けた取組を更に加速することが重要であると考えています。また、自主行動計画や未来志向型・型管理アクションプランの策定は、業界として前向きに取引適正化に資する取組を行っているという好事例であります。取引適正化の取組の推進に当たっては、発注側、受注側双方の理解、協力が不可欠です。この動きを更に大きなものとすべく、未策定の業界の方とともに議論を深めていきたいと考えています。

昨年は豪雨や台風、地震などによる被害が相次いで発生いたしました。被災された方々にはお見舞いを申し上げます。また、業界の皆様には被災地への物資支援、節電・逆潮の実施など多大なるご協力をいただき感謝しております。北海道胆振東部地震では大規模停電が発生したことを踏まえ、エネルギーの安定供給を推進していきます。

福島の復興は、経済産業省の最重要課題です。製造産業局としても、福島県とともに、「福島イノベーション・コースト構想」の中核となるロボットテストフィールドの整備等に取り組んでいます。ロボットテストフィールドは、試験飛行や実証実験を行える場です。来年3月に全面開所予定であり、産学官の関係者に広く活用いただきたいと思っております。また、福島での企業立地や事業展開をお考えの際はご相談ください。

2025年の万博について、大阪・関西への誘致を勝ち取ることができました。政府・自治体・経



済界が一体となり、オールジャパンで準備を進めてまいりますので、経済界の皆様には引き続きの御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、本年の皆様の御健康と御多幸を、そして我が国製造業の着実な発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

平成30年 元旦

## 年 頭 所 感

中 小 企 業 庁 長 官  
安 藤 久 佳

平成31年の新春を迎えるに当たり、謹んでお慶びを申し上げます。

安倍内閣の発足以降、名目 GDP は約54兆円増え、就業者数は約251万人拡大し、中小企業においても賃上げ率が4年連続で増加するなど経済の好循環が浸透し始めています。

しかしながら、こうした景気回復が既に高度成長期の「いざなぎ景気」を超える戦後2番目の長さとなって続いている一方で、全国の7割に当たる三千万人を超える従業員の雇用を支えるなど、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の皆さんは、経営者の高齢化や人手不足といった構造変化に直面しています。

中小企業庁としては、足下の好景気に慢心することなく、中小企業・小規模事業者の皆さんが構造変化を乗り越えて持続的に発展できるよう、以下の分野に重点的に取り組んでまいります。

第一に、経営者の高齢化は大きな課題です。2025年には経営者の6割が70歳を超え、多くの中小企業が廃業する結果、約650万人の雇用が失われるとの分析もあります。実際、事業者数は年間10万者程度のペースで減少しつつあり、足下では358万者まで減少しています。こうした「待ったなし」の課題に対して、早め早めの円滑な事業承継は有効な解決策の一つです。

このため、平成30年度税制改正では、事業承継時の贈与税・相続税の支払い負担を実質ゼロにするなど、法人の事業承継税制の抜本的な拡充を行いました。お陰様で足元の申請件数は昨年度の約10倍に迫る勢いです。来年度は更に個人事業者の事業承継を後押しするため、

10年間の時限で、土地、建物、機械・器具備品等の承継時の贈与税・相続税の支払い負担を実質ゼロにする制度を創設します。これらの措置により事業承継税制は完成しました。

今後は、これらの税制も積極的に活用いただきながら、早め早めの円滑な事業承継を全国で実現していくことが重要です。事業承継の実現に向けて(一財)日本綿スフ機業同交会の皆様のご協力を賜ればと考えております。

第二に、深刻な人手不足に直面する中、生産性の向上は喫緊の課題です。また、働き方改革を進めて行く上でも、生産性向上は必要不可欠です。2020年4月には長時間労働規制が、2021年4月には同一労働・同一賃金が、それぞれ中小企業にも適用されます。中小企業・小規模事業者の皆さんの生産性向上に向けて全力で取り組んで行く所存です。

具体的には、中小企業・小規模事業者の皆さんが生産性を向上させられるよう、「ものづくり・商業・サービス補助金」や「IT 導入補助金」による設備投資・IT ツール導入支援、「持続化補助金」による販路開拓支援等を行ってきました。引き続き切れ目なく支援を行えるよう、支援措置を講じていきます。

また、今年10月に予定されている消費税率引き上げ、軽減税率制度の実施に伴い、中小企業・小規模事業者に混乱を生じさせないよう、しっかりと準備を進めていくことが必要です。

消費税率引上げに伴う駆け込み需要や反動減を抑える需要平準化策に万全を期すことは当然ですが、これに加えて軽減税率制度の実施や転嫁対策にもしっかりと取り組みます。

具体的には、中小企業団体、関係省庁及び業界団体とも連携しながら、相談窓口の設置や説明会の開催、パンフレットの配布といった周知・広報を行ってまいります。また、軽減税率対応を推進するため、レジ・システム補助金を用意しておりますが、中小企業団体等の意見を踏まえ、1月から補助率の3/4への引き上げや対象事業者・補助事業の拡大等を行い、さらに中小企業・小規模事業者の円滑な対応を後押ししていきます。加えて、全国に409名の転嫁 G メンを配置して、情報収集や立ち入り検査、指導等を行っており、来年度からは転嫁 G メンの増員も含めて、転嫁対策に係る監視・取り締まりの強化を一層進めていきます。(一財)日本綿スフ機業同交会の皆様におかれましても制度の周知等について御協力をお願いいたします。

昨年は平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、相次ぐ台風被害など多くの自然災害に見舞われた年でした。引き続き復旧・復興に向けた支援策を講じていくことは勿論ですが、中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策を進めることの重要性を改めて強く認識しました。このため、立法措置も視野に中小企業の強靱化をトータルで支援してまいります。



本年は5月に新たな元号に改元されます。こうした節目の年である本年が、中小企業・小規模事業者の皆様にとって大きな飛躍の年となるよう心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成31年 元旦

## 年頭所感

経 済 産 業 省  
製造産業局生活製品課長  
杉 浦 宏 美

2019年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶び申し上げます。

昨年7月に生活製品課長を拝命し、5か月が経ちました。この間、生活製品課は、すでに公表している当課の取組方針において掲げた「生活の質の向上」、「消費者本位でのものづくり」、「適正な価格」及び「Connected Industries(ソリューション志向)」の4つの視点に立ち、事業者の皆様と対話しつつ、商品・サービスの高付加価値化、サプライチェーンの再構築、積極的な海外展開、IoTなどの活用、取引適正化などに向けた取組を進めてきました。また、昨年は災害が多い1年で、数次にわたり下着や土嚢袋などの生活物資を被災地にお届けしました。その際、物資の提供に御協力いただいた事業者の皆様方にはこの場を借りて御礼申し上げます。

今後も取組方針の下、必要な取組を進めていきます。まず、取引適正化は、繊維業界にとって最重要課題であり、継続的に取り組んでいく必要があると認識しています。昨年秋に実施した「繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」のフォローアップ調査の結果によると、前回の調査結果に比して取引改善が大きく進んでいるとは言えない状況です。不適切な取引慣行はサプライチェーンを脆弱化し、中期的には各事業者や業界の競争力を損なうほか、企業の評価や消費者の信頼を失うことにもつながります。取引適正化の推進は、事業者の皆様方に裨益する取組であることを改めて確認いただき、積極的に取引改善に取り組んでいただくようお願いいたします。

2点目は、外国人技能実習です。昨年は、繊維産業の技能実習における賃金不払いなどの不正行為が多いという問題がクローズアップされました。経済産業省では技能実習法に基づき繊維産業技能実習事業協議会を設置、6月に同協議会として、「繊維産業における外国人技能

実習の適正な実施等のための取組」を決定し、技能実習受入企業だけでなく、受入企業へ発注する企業もサプライチェーンに対する責任の観点から技能実習の適正化に向けた取組を進めることとなりました。日本の繊維産業の健全な発展のため、事業者の皆様方におかれては産業全体でこの取組を進めるようお願いいたします。

3点目は、上記2点と関連しますが、サステナビリティです。国連では「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、また、経済協力開発機構では主にSDGs目標8「経済成長と雇用」の実現のため、「衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデューデリジェンスガイド」が策定されています。これからの企業活動においては従来の価格、品質、安全に加え、環境や労働者の人権への配慮といったサステナビリティの実現が強く求められる時代になりました。このような国際的潮流を踏まえ、事業者は法令遵守、適正な取引条件や労働環境などの確保について社会的責任を有することを認識していただくことが重要です。目先の利益にとらわれることなく社会貢献や企業価値を高める観点から、SDGsを意識したビジネスを展開されることを強く期待します。

4点目は、インバウンドを含めた海外市場の開拓です。高品質・高感性・高機能な日本の繊維製品はポテンシャルが高く、更なる輸出拡大が可能と考えています。通商交渉・二国間協力等の環境整備に引き続き取り組むとともに、事業者の皆様に対し情報提供や活用可能なツールの紹介を行うなど、海外市場開拓を支援していきます。

5点目は、IoTなど新しい技術を活用した商品・サービスの高付加価値化です。昨年4月、ファッションテックとスマートテキスタイルに焦点を当て、現状、今後の課題や取組、将来的な可能性について報告書を取りまとめました。スマートテキスタイルについては、昨年秋より、実際にスマートテキスタイルに取り組んでいらっしゃる事業者等にお集まりいただき、普及のために活用可能な施策等の情報提供や、実用化に向けた意見交換を行う会議を開催しています。こうした活動を通じてスマートテキスタイルの実用化・市場開拓に取り組む事業者の皆様を応援していきます。一方、ファッションテックについては、衣類の廃棄問題の解決策の一つとしても注目されるマスクスタマイゼーションに関し、生産性の向上、価格の合理化等への効果を検証する調査を実施しているところであり、本年度中にとりまとめを行う予定です。

当課としては、取組方針に掲げる4つの視点の下、引き続き創意工夫をもって前向きかつ意欲的に取り組む事業者の皆様方を応援してまいります。皆様の一層の御理解・御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本年は大きな災害のない佳き年となるよう心から祈念いたしまして、平成から新たな年号に移行する特別な年の初めの挨拶とさせていただきます。

平成31年 元旦



### ●綿工連綿's 倶楽部委員会開催

昨年12月1日(土)、大阪綿業会館において綿工連綿's 倶楽部の委員会が開催され、9産地から13名が出席した。3月2日(土)に名古屋において開催される全国交流会について情報交換会のテーマやスケジュール等を詰めた。また、11月1日(木)と2日(金)に東京中目黒で開催された、5回目となる「機屋の生地直売会」の反省会も行った。

### ●JETRO「欧米向けテキスタイル輸出展示商談会」開催

12月4日(火)、5日(水)の両日、大阪本町のJETRO本部において海外招聘バイヤーとテキスタイル企業との展示商談会が開催された。綿工連傘下の企業は大阪南部の辰巳織布、備中のクロキ、広島为中国紡織関連会社の山陽染工が参加した。招聘バイヤーは「イザベル・ラン(仏)」、「メアリー・カトランズ(英)」、「プラダ(伊)」、「ジョルジオ・アルマーニ(伊)」、「ジェイソン・ウー(米)」、「3.1フィリップ・リム(米)」の6ブランド。

### ●日本繊維産業連盟常任委員会開催

12月5日(水)、東京霞が関の東海大学校友会館において日本繊維産業連盟の常任委員会が開催された。当日は経済産業省から井上製造産業局長はじめ大内審議官、杉浦生活製品課長、商務・サービスグループから三牧クールジャパン政策課長ほかの出席があった。

鎌原織産連会長と井上局長の挨拶があり、続いて杉浦生活製品課長から「繊維産業の課題と経済産業省の取組み」、三牧クールジャパン政策課長より「ファッション政策とクールジャパン政策について」それぞれ説明があった。その後、1月16日の総会に係る議題等について了承された。

### ●技能実習適正化推進委員会・取引適正化推進委員会開催

12月5日(水)、織産連常任委員会終了後同所にて標記の委員会が開催された。技能実習適正化推進委員会においては、第2回事業協議会フォローアップアンケート調査の結果が報告された。また、今後のOECD(経済協力開発機構)の取組みについても発表があった。

取引適正化推進委員会では第2回自主行動計画フォローアップアンケート結果の報告、「TA取引ガイドライン第三版」の説明があった。

### ●SCM推進協議会「第2回取引改革委員会」開催

12月11日(火)、東京有明のTFTビル東館研修室において繊維ファッションSCM推進協議会の「平成30年度第2回取引改革委員会」が開催された。

最初に公正取引委員会事務局官房総務課小俣総括補佐から、「下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から下請事業者から自発的な情報提供が期待しにくい実態がある。公正取引委員会では、定期的な書面調査(アンケート)を実施するなどして下請法違反被疑事実を情報提供しやす

い環境整備に取組み、違反行為の発見のために積極的な情報収集に努めている。地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、下請法等に係る相談を受付けている。交渉に役立てるためにも相談してほしい。」と話があった。

また、独占禁止法に導入される確約手続の概要(TPP協定及びTPP11協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律による独占禁止法の改正)についての説明もあった。

次に、9月に実施した第2回自主行動計画フォローアップアンケートの自由記述欄に記載された産地事業者の声が公表された。業界団体や政府への対応要望には、「商慣習や取引条件改善は法律でなければ難しい」との意見もあった。委員からは、「自主行動計画だから自ら行動を起こすことが大事である。」「契約書を交わすことが自社を守ることに繋がる」「団体会員でない企業への適正取引推進活動の浸透が難しい」などの意見が出された。

### ●一般財団法人日本綿業振興会「企画委員会」開催

12月12日(水)、大阪綿業会館において標記委員会が開催された。当日は2018年度コットンプロモーション事業実施状況、コットンマークの添付状況が報告され、2019年度の事業計画(案)、予算(案)について説明があった。また、“USA COTTON”のサステイナブルな綿花生産の取組みが報告された。

### ●第6回繊維産業技能実習事業協議会開催

12月20日(木)、経済産業省会議室にて第6回となる「繊維産業技能実習事業協議会」が開催された。当日は技能実習制度遵守における取組状況のフォローアップ調査アンケートの結果が報告された。回答した技能実習生を受け入れているすべての企業から技能実習計画に従って実習がなされており、日誌も作成されているなどの回答があった。また、日本ボディアッション協会からワコールグループのCSR調達活動、アディダスジャパンの取組事例が発表された。

### ●綿スフ織物業がセーフティネット保証5号の指定業種に

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証5号について、平成30年度第4四半期の対象業種に「綿・スフ織物業」が指定された。

## セーフティネット保証5号の概要

(別紙1)

### 1. 対象者

業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定※を受けた中小企業者。



#### ※企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- イ) 最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者。
- ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

## 2. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合：借入額の80%

保証料率：保証協会所定の料率（0.7～1.0%）

## ●消費税率引上げに伴う価格設定ガイドライン

消費税率の引上げ前後に消費者が安心して購買できるよう柔軟な価格付けができるよう、政府において「消費税率の引上げに伴う価格設定について(ガイドライン)」が取りまとめられた。このガイドラインの内容については、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制する観点から、分かりやすく広報を行うこととされている。

### ガイドラインに関する具体的な例・イメージ

別紙

#### 価格設定に関する考え方（ガイドライン1. 関係）

##### 宣伝・広告に関する規制

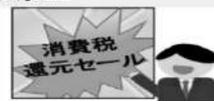
###### ○ 禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない

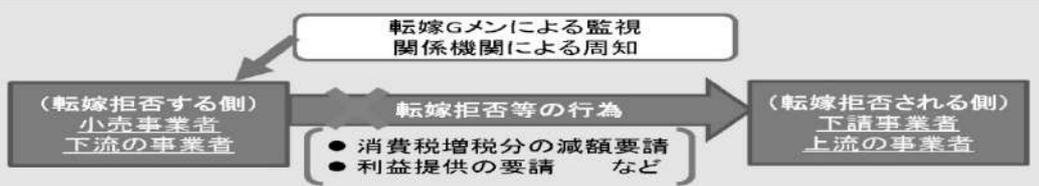


###### ✕ 禁止される表示

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止



#### 適正な転嫁の確保（ガイドライン2. 関係）



#### その他（ガイドライン3. 関係：税抜価格として表示できる例）

##### 税込価格と誤認されないための措置の具体例（総額表示義務の特例関係）

###### ① 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜価格) 〇〇〇円(税別) 〇〇〇円(本体価格) 〇〇〇円+税 〇〇〇円+消費税

###### ② 店内における掲示、チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。

当店(本チラシ)の価格は全て税抜表示となっています。

## ●平成30年度「自主行動計画」フォローアップ調査の結果

「下請等中小企業の取引条件改善」に向けて各業界団体が策定した「自主行動計画」について、平成30年度の取組みの進捗状況についてフォローアップ調査結果が公表された。また、平成29年より下請 G メンによる下請中小企業へのヒアリング調査を実施しており、今回、平成30年度の調査結果が取り纏められた。

### 1. 自主行動計画フォローアップ調査結果概要①（重点三課題）

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（8業種26団体）が9～11月に調査を実施。
  - 回答率は34%と上昇（昨年25%）。（今年度:対象7,065社、回答2,416社）
  - 世耕プラン重点3課題（①原価低減要請、②型管理、③支払条件）について、
    - ：「原価低減要請（受注側）」「下請代金の現金払い（発注・受注側）」は改善。
    - ×：「型管理の適正化（受注側）」は改善の動きが鈍い。
- ※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。  
 （回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）

＜世耕プラン重点三課題改善割合＞

設問	発注/受注	平成29年度	平成30年度
①不合理な原価低減要請を行わない/受けていない <small>（※「実施済」と答えた企業の割合）</small>	発注	81%	81%
	受注	40%	51% (↗)
②-1 型管理の適正化 (※1) 型の返却・廃棄の促進 <small>（※「概ねできた」と答えた企業の割合）</small>	発注	39%	39%
	受注	23%	15% (↘)
②-2 型管理の適正化 (※1) 型の保管費用の発注側負担 <small>（※「概ねできた」と答えた企業の割合）</small>	発注	32%	40% (↗)
	受注	17%	13% (↘)
③-1 下請代金をすべて現金で 支払っている/受け取っている	発注	49%	53% (↗)
	受注	26%	28% (↗)
③-2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内	発注	14%	13% (↘)
	受注	10%	12% (↗)

※ ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計から除外。

1

### 2. 自主行動計画フォローアップ調査結果概要②（業種別・その他）

- 自動車、建設機械は重点三課題全てが改善。
- 業界間での進捗の度合いに差が生じてきており、業界ごとの課題も明らかになってきた。
- 取引対価へのコストの反映状況について、発注側と受注側での認識のずれは、昨年と比較して改善しているものの、依然3割以上の差がある。

#### ①業界別

- **自動車、建設機械**では、全ての項目で改善が進む。特に建設機械の発注側では、下請代金の現金払いが、約1割から約5割になり、大幅に改善。
- 「原価低減要請の改善」は、**ソフトウェア**の発注・受注ともに、9割以上が改善。一方で、**自動車部品、電機・情報通信機器**は、発注・受注間で3割以上の差があり、認識のずれがある。
- 「支払条件」は、**産業機械、工作機械**では発注・受注ともに、「50%以上手形を使用している」企業が、他業種と比較して高い状況。（発注・受注ともに全体で5割以上）
- 「型管理の適正化」は、特に素形材の受注側の動きが鈍い。  
 （型の返却・廃棄の促進について、一部実施を含め、昨年の48%から45%に微減）

#### ②自主行動計画の周知・浸透状況

- 発注側は全業種で着実に浸透（平均7割）。
- 受注側は自動車部品、素形材、繊維で微減（平均5割）。



### ③取引対価へのコストの反映状況（労務費・原材料価格・エネルギー価格）

	労務費		原材料価格		エネルギー価格	
	概ね反映できた		概ね反映できた		概ね反映できた	
	29年度	30年度	29年度	30年度	29年度	30年度
発注側	53%	57%	77%	69%	56%	55%
受注側	12%	20%	35%	36%	13%	21%
差分	41%	37%	42%	33%	43%	34%

2

## 3. 下請Gメンヒアリング調査概要

- 今年4月から10月までの3,012件の下請中小企業ヒアリング結果を集計。  
(※累計6,043件(平成29年1月以降))
- 自主行動計画等の取組の認知度は3割程度と低い状況。
- 全体の傾向として、支払条件は着実に改善。一方、型管理の適正化の取組が課題。

### ① 自主行動計画等の周知・浸透状況

- 認知度は3割程度に留まっている。  
(下請法の認知度が9割以上)

<自主行動計画または運用基準改正いずれかの周知状況>

	全体	ティア1	ティア2	ティア3	ティア4以下
知っている	30%	30%	30%	32%	18%
知らない	70%	70%	70%	68%	82%

### ② 業況及び取引対価のコストについて

- 「原材料価格」や「人件費」については、増加傾向と回答した企業が8割以上と極めて高い。

### ③ 世耕プラン重点三課題の改善状況

- 改善事例数の割合は多くの業種で上昇。全体で昨年の3割から4割へと上昇。
- 「支払条件」は改善傾向。一方、「型管理」については、取組の動きが鈍く改善が必要。

### ④ 業界別

- 自動車や建設機械の「支払条件」は改善。
- 繊維は、具体的改善事例が少なく、依然として歩引きも存在。
- 金型製造代金の分割払いなど、業界特有の問題のある商慣行が依然存在。

<改善事例数の割合>

分類別	H29.1~H30.3 (3,031件)	H30.4~10 (3,012件)
価格交渉関連	7%	9%
支払条件関連	17%	23%
金型関連	17%	16%
全体	32%	42%

3

## 4. 今後の対応策

- 今回の調査結果により、重点三課題や業界ごとでの進捗度合いの違いが明らかとなってきた。
- 重点三課題については、「型管理の適正化」の進捗が遅れており、取組を加速させる必要がある。
- 今後は、業界ごとや地域ごとのきめ細かな対応策や周知方法等を検討する。
- 同時に、各企業に対して自主行動計画の更なる浸透も図る。

### 1. 型管理等の適正化に向けた更なる取組

- 公取委・中企庁が連携して、金型製造代金の支払方法や所有権、管理適正化等について、約3万社（発注側：約3千社、受注側：約3万社）に対して取引実態調査を実施。（年末より調査票を発送し、来年3月を目途に結果を公表予定。）
- 実態調査を踏まえ、問題となる商慣行等の是正策や、型管理のアクションプランのさらなる推進策等を検討していく。

### 2. 業界別や地域別でのきめ細かな周知等の徹底

- 来年1月以降、国と各業界団体等が連携し、下請法違反事例の共有や分析を通じて、業界特性に応じた対応策の検討や、下請事業者向けの「業界別自主行動計画普及セミナー（仮称）」の開催、新たな広報・周知の方法等を検討。
- 各地域で開催している「取引適正化推進会議」を、来年度以降も継続的に開催し、地方の企業に対して、取引適正化の取組等を説明し、各企業単位での実行を直接働きかける。

●平成30年度第二次補正予算「生産性特別補助金」

経済産業省・中小企業庁が2018年度第二次補正予算案で、中小企業・小規模事業者を対象にした「生産性特別補助金」を創設し1000億円規模が盛り込まれた。中小企業の設備投資を促す「ものづくり補助金」を中心に「IT導入補助金」「持続化補助金」の3本柱を統合して大規模予算を投じる。2019年1月召集の通常国会冒頭に提出し、早期成立を目指す。第二次補正予算全体の規模は3兆51億円。(予算、補正予算に関しては別掲)

●平成31年度予算案(政府案)・平成30年度補正予算案閣議決定

12月21日、平成31年度予算案について閣議決定された。一般会計総額は101.5兆円。経済産業省関係の平成31年度当初予算は全体で合計約1.2兆円。これに加えて、臨時・特別の措置として、ポイント還元事業として約2,798億円、商店街活性化として約50億円、及び国土強靱化関連として約656億円を措置。平成30年度第二次補正予算では、国土強靱化関連、中小企業対策等で合計約2,800億円を計上。これらはともに1月の通常国会に提出。

- 経済産業省関係の平成31年度当初予算案は、全体合計約1.2兆円。
- これに加えて、臨時・特別の措置として、ポイント還元事業として約2,798億円、商店街活性化として約50億円、及び国土強靱化関連として約656億円を計上。
- また、平成30年度第2次補正予算案についても、国土強靱化関連、中小企業対策等で合計約2,800億円を計上。

【平成31年度予算案額】

単位：億円

	平成31年度 当初予算案	平成30年度 当初予算
一般会計(エネ特繰り入れ除く)	3,550	3,455
中小企業対策費	1,117	1,110
科学技術振興費	1,079	1,054
その他	1,354	1,291
エネルギー対策特別会計	7,230	7,798
エネルギー需給勘定	5,469	5,966
電源開発促進勘定	1,705	1,770
原子力損害賠償支援勘定	56	61
特許特別会計	1,641	1,552
経済産業省合計	12,421	12,805

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

【平成31年度当初予算案における臨時・特別の措置】

防災・減災、国土強靱化 関連 656億円  
 消費者へのポイント還元支援 2,798億円 / 商店街活性化 50億円

【平成30年度第2次補正予算案額】

単位：億円

	平成30年度 第2次補正予算案
一般会計	2,489
中小企業対策費	2,078
科学技術振興費	369
その他	42
エネルギー対策特別会計	294
エネルギー需給勘定	294
電源開発促進勘定	0
原子力損害賠償支援勘定	0
経済産業省合計	2,784

※四捨五入の関係上等、合計が一致しない場合がある。



平成31年度 経済産業省関係 予算案のポイント

※内訳は平成30年度当初予算額

第一の柱：データを核としたオープンイノベーションの推進によるSociety5.0の実現

1. 個別戦略分野におけるイノベーションの推進

- (1) Connected Industriesの推進【190億(147億)】
  - 重点5分野等におけるデータ共有などの協働領域の拡大や、AIベンチャー等と連携したデータ活用・サービス開発を支援。
  - ▶ 協働領域データ共有・AIシステム開発促進【30億(新規)】
  - ▶ 高度な自動走行システムの社会実装に向けた研究開発【40億(35億)】等
- (2) 先端分野における製造技術・データの活用【59億(48億)】
  - ・ロボットドローンの活用や電機航空機技術開発を推進。

2. イノベーションを生み出す産業基盤の強化

- (1) J-Startupを核としたスタートアップ支援【23億(17億)+IPA交付金46億(49億)の内訳+JETRO交付金250億(239億)の内訳】
  - ・エコノムベンチャー創出に向け、①人材育成や補助金等による一貫した支援、②MEDC、JETRO等の連携体制強化や知財支援を実施。
- (2) AI実装・研究開発/人材育成・活用【227億(182億)】
  - ・日本の現場データを活かした人工知能の開発や、量子コンピュータなどの次世代コンピュータ関連技術の研究開発。
- (3) AI/セキュリティ/産業安全確保の向上【54億(42億)】
  - ・サイバーセキュリティ/確保、製品等のセキュリティ性能や脆弱性を検証する基礎の構築。【49億(42億)】
  - ・重要技術の情報収集・分析体制等の強化。【11億(新規)】
- (4) デジタルトラジャ/イノベーションの推進【33億(33億)】
  - ・より広範な手続の本人確認等による行政手続コスト削減や、政策の質向上に向けたデータ活用等を実現するシステム構築。

産業・通商・地域政策の一体的な推進

第二の柱：新たな「ルールベース」の通商戦略

1. 包摂的な経済成長に資する多角的な通商関係の構築

- (1) 相互補完的な経済協力関係の深化、インフラ協力の推進【69億(75億)+JETRO交付金250億(239億)の内訳】
  - ・JETROの体制強化等を通じて、ASEAN、中国、欧州、ロシア、インド等の各地域との相互補完的な経済協力関係を深化。
  - ・米、中、印等と連携し、コスト競争力を強化しつつ、第三国インフラ協力を推進。

第三の柱：地域・中小企業の新たな発展モデルの構築

- (1) 地域の稼ぐ力・インフラの強化【303億(243億)+JETRO交付金250億(239億)の内訳】
  - ・地域を牽引する企業による未来投資の促進、支援体制強化。【26億(243億)】
  - ・新輸出大国プログラムを核とする海外展開支援。【24億(新規)】
  - ・JETRO交付金250億(239億)の内訳
  - ・地域の観光モデルの強化、まちづくり支援。【2億(新規)】
  - ・2025年国際博覧会の開催準備支援。【3億(新規)】
- (2) 中小企業等の担い手確保【398億(406億)】
  - ・地方中小企業等の人手不足対応の強化、M&A等も含めた事業承継の促進。【85億(37億)】
  - ・経営改善(財務強化)の支援や、商工会等による伴走型支援の機能拡充強化。【313億(319億)】
- (3) 地方の「商業・サービス補助金等による生産性向上・働き方改革」のづくり、商業・サービス経営力向上、自治体中小規模事業者持続性支援。【60億(新規)】

第四の柱：エネルギー転換等を通じた環境と成長の好循環

1. グリーン成長戦略の実現

- (1) エネルギー転換・脱炭素化へのイノベーションの促進【2,106億(2,100億)】
  - ・水素社会の実現に向けた、水素のコスト削減に向けた国際水素サプライチェーン構築・技術開発、水素ステーションの戦略的整備等の推進。【602億(450億)】
  - ・次世代の再エネ発電電・CCUS(※)、蓄電池・電動車・革新材料等の技術開発、連携省エネの推進。
  - ・中長期的なイノベーション創出等に向けた研究開発や海外実証の推進。
  - ※CCUS:二酸化炭素回収・利用・貯留(Carbon dioxide Capture, Utilization & Storage)。

2. 強靱なエネルギー供給構造の構築

- (1) 国内外における資源開発、エネルギー供給網の強靱化【4,084億(4,222億)】
  - ・海外への資源開発の推進、燃料供給拠点の機能強化、原子力の安全性・信頼性等の向上。

第五の柱：成長と分配を包括した新たな経済社会システム

1. 産業人材育成・活用の強化【※1】

- (1) EdTechを活用したSTEAM教育【※2】の推進/多様な働き方の実現【24億(19億)】
  - ・STEAM教育、AIを活用した個別最適化学習の公教育への導入に向けた実証やインラインの検証等。
  - ・地域・中小企業等との人材マッチングによる多様な人材・働き方の推進。
- ※1 国連予測「サイバーセキュリティ対策」(2020年)、海外人材育成・研修等【40億(40億)】
- ※2 STEAM教育(Science, 技術Technology, 工学Engineering, 芸術Arts)、数学Mathematics)を活用した文理融合の課題解決型教育。

2. 社会保障を支える民間ビジネスの推進

- (1) 予防・進行抑制型の健康・医療システムへの転換/介護の生産性向上【37億(31億)】
  - ・認知症の早期予防や発症後の生活支援、介護等に向けた製品サービスの実証等を推進。【10億(40億)】

福島復興の加速 (1) 原子力被災地域の本格復興【578億(455億)】 ・福島イノベーションコースト構想を核とした産業集積の加速化。

※一括、東日本大震災復興特別会計(復興庁)より

防災・減災、国土強靱化対策(臨時・特別の措置)

- (1) 重要インフラの強靱化のための緊急対策【656億(新規)】
  - ・エネルギー供給関連施設等における自家発電設備・蓄電池などの整備、耐震化・強靱化対策。

消費税率引上げに伴う対策(臨時・特別の措置)

- (1) 消費者へのポイント還元支援【2,798億円(新規)】/商店街活性化【50億(新規)】
  - ・中小・小規模事業者が行ったポイント還元等に対する支援や、商店街活性化支援を実施。

「平成30年度二次補正予算案」及び「平成31年度当初予算案」について (中小企業・小規模事業者関係)

基本的な課題認識と対応の方向性

- 中小企業・小規模事業者は、「経営者の高齢化」、「人手不足」、「人口減少」という3つの構造変化に直面。これらの構造変化に対応するため、①「事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進」、②「生産性向上・人手不足対策」、③「地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」に重点的に取り組む。
- また、非常に大きな災害が頻発している状況を踏まえ、④「災害からの復旧・復興、強靱化」にもより一層取り組んでいく。
- 加えて、消費税率引上げ(2019年10月)や、長時間労働規制(2020年4月)、同一労働・同一賃金(2021年4月)の中小企業への適用も見据え、⑤「経営の下支え、事業環境の整備」に引き続き粘り強く取り組む。

中小企業対策費	29当初 (28補正)	30当初 (29補正)	31当初 (30補正)
経費累計	1,116億 (2,191億)	1,110億 (1,976億)	1,117億 (2,634億)

①事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進 [30補正 50億円/31当初 74億円 (69億円)] ※灰色網かけ欄は対応する主な措置の概示したものを

- 本年度の「法人」向け事業承継税制の技術拡充に続き、「個人事業者」の集中的な事業承継を促すため、10年間の時限措置として、土地、建物、機械、器具・備品等の承継に係る贈与税・相続税の100%納税猶予制度を創設。
- 事業引継ぎ支援センターの事業引継ぎデータベースにおける登録企業数を抜本的に拡充することで、M&Aを含めた事業承継支援を強化。併せて、事業承継ネットワークにおけるマッチング型支援や事業承継補助金を引き続き措置。
- 個人事業者の事業承継を円滑化するための措置【創設】  
-個人事業者について、先代経営者から後継者への事業用資産の承継を円滑に促すための措置を創設。
- 中小企業のM&A(親族外承継)を円滑化するための措置【創設】  
-事業承継プラットフォームを通じて中小規模から一定割合以上の性質を受け入れる場合でも、中小企業税制の適用を可能とする要件緩和を行う。
- 事業承継・世代交代集中支援事業【50億円】<30補正>  
-事業承継プラットフォームをベースとし、地域単位で専門家に相談し必要な支援を行う「マッチング型事業承継支援」を行う。  
-事業承継を支援し、経営革新や事業活動に繋がる中小企業の設備投資等に必要経費を支援する「事業承継補助金」創設。
- 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業【70億円】(69億円)  
-後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業承継の円滑化を図るため、事業承継に関する適切な助言、マッチング支援等を行う。また、創業希望者と後継者不在事業者等とのマッチングを行う。

②生産性向上・人手不足対策 [30補正 1,205億円/31当初 369億円 (319億円)]

- 「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」を一体的に措置。広報、補助金活用から効果検証まで一体的に実施(「中小企業生産性革命推進事業」)。
- 生産性向上等に向けた支援措置を切れ目なく継続的に講じるため、従来補正予算で講じられてきた「ものづくり・商業・サービス補助金」の当初予算化を実現。
- 都道府県が地域の実情に応じた販路開拓支援等の小規模企業政策に取り組むことを後押しするため、「自治体連携型持続化補助金」の当初予算化を実現。
- 中小企業生産性革命推進事業【1,100億円】<30補正>  
-中小企業等による生産性向上に関する革新的サービス開発・制作品開発・生産力向上の改善を行うための設備投資や小規模事業者の販路開拓・生産性向上の取組み、中小企業等のITの導入などを支援。
- ものづくり・商業・サービス高度化推進事業【50億円(新規)】  
-中小企業等の連携体(事業者間で一律共有・活用)などでの生産性を高める高度なITや、地域経済牽引事業計画の承認を受けて展開している事業の設備投資等を支援。
- 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業(自治体連携型持続化補助金)【10億円(新規)】  
-地方公共団体が商工会・商工会連同等を活用し、小規模事業者等に対して、経営計画を作成する取組や、その経営計画に基づき販路開拓に際しての費用を支援。

③地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大 [31当初 286億円 (251億円)]

- 地域中核企業等と連携して行う活動を新たな技術・サービスモデルの開発から市場獲得まで一体的に支援する「地域未来投資促進事業」を引き続き措置。
- マッチング・海外展示会等を通じた国内・海外販路開拓等を支援。
- 地域未来投資促進事業【159億円(162億円)】  
-中小企業/地域中核企業や大学・公認講座と連携して行う活動は、特に新技術・サービスモデルの開発が市場獲得まで一体的に支援。
- 国内・海外販路開拓強化支援事業【24億円(新規)】  
-新商品・サービスの開発・販路開拓事業のプラン策定事業、マッチング・海外展示会等を通じた販路開拓等の支援。

④災害からの復旧・復興、強靱化

- 東日本大震災、熊本地震からの復旧・復興について、引き続き支援策を措置。
- 平成30年7月豪雨、台風21号等、北海道胆振東部地震について、30年度予算費や一次補正でグループ補助金や持続化補助金等を措置。
- 災害が頻発している状況を踏まえ、中小企業の防災・減災対策の普及啓発、BCP(事業継続計画)策定支援、自家発電設備等の導入支援等、中小企業の強靱化をトータルで支援。立法措置も含め検討。
- 中小企業防災・減災投資促進税制【創設】  
-中小企業の経営の安定を確保し、事業の防災・減災対策を強化するため、所要の設備投資を促進する税制を創設。
- 中小企業自家発電設備導入補助金(自衛的燃料備蓄補助金(50億円)の内数)<30補正>  
-社会的必要かつ効果的を認め、中小企業・小規模事業者における自家発電設備の導入を支援。
- 中小企業等強靱化対策【15億円】<30補正>  
-BCPの策定支援や早期復旧事業の立ち上げを促すとともに、中小企業等のBCPの策定を支援。

⑤経営の下支え、事業環境の整備

- 消費税率引上げ、長時間労働規制や同一労働・同一賃金の中小企業適用も見据え、
  - 軽減税率対応のためのレジ導入補助金の基金を積み増すとともに、制度を見直し(対象事業者に旅館・ホテル等を追加、補助率を2/3→3/4に引上げ等)
  - 事業者等に対する指導・周知徹底等の転嫁対策、取引適正化対策
  - 働き方改革実現に向けた支援(専門家派遣事業の増強、商工会等の機能強化)
  - 中小企業の経営指導(経営発達支援計画等)、資金繰り支援(政策金融・信用保証、マルチ経)
- などに引き続き粘り強く取り組む。  
※ 以上のほか、消費増税に伴う臨時・特別の措置として、商店街活性化支援を措置。



○平成31年度予算・30年度補正予算における中小企業対策事業の概要

### 第三の柱：地域・中小企業の新たな発展モデルの構築

#### (1) 地域の稼ぐ力・インバウンド強化

- ✓ 地域を牽引する企業による未来投資の促進、支援体制強化。
  - ✓ 新輸出大国コンソーシアムを核とする海外展開支援。
  - ✓ 地域の観光コンテンツの強化、まちづくり支援。
  - ✓ 2025年国際博覧会の開催準備支援。
- 地域未来投資促進事業 158.6億円(161.5億円)
    - 地域における継続的なイノベーション創出に向けた総合的な支援体制を強化するとともに、新事業のためのノウハウ獲得、事業体制の整備、事業化戦略の策定、ものづくり・サービスの開発、事業化・市場獲得まで、一体的に支援。
  - 地域未来オープンイノベーション・プラットフォーム構築事業 【補正】12.0億円
    - 公設試・大学等によるイノベーション支援体制構築に資する設備導入・人材育成等を支援。
  - 経済産業省デジタルプラットフォーム構築事業(再掲) 33.3億円(32.5億円)
  - 地域創業機運醸成事業(再掲) 3.8億円(新規)
  - 小規模事業者対策推進事業 50.3億円(49.4億円)
    - 商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画(小規模事業者支援法)」に基づき実施する小規模事業者への伴走型支援を推進。また、新たに自治体と連携し、地域課題に対応する計画を策定した商工会等の支援を強化。
  - 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業 10.1億円(新規)
    - 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組を都道府県が支援する際、その取組を支援。
  - 独立行政法人日本貿易振興機構運営費交付金(再掲) 249.6億円(239.3億円)の内数
  - 国内・海外販路開拓強化支援事業 23.9億円(新規)
    - 国内・海外の販路開拓を後押しするため、地域資源の活用や中小企業者と農林漁業者の連携による新商品・サービスの開発や販路開拓を支援。また、海外展示会出展等を通じて海外でのブランド確立に取り組む事業等を支援。

- 中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金 7.4 億円(新規)
  - 中小企業等の外国出願費用及び海外での知財侵害への対策費用を助成し、外国における中小企業等の権利取得及び権利行使の促進を図る。
  
- ローカルクールジャパン推進事業 2.0 億円(新規)
  - 地域一体のブランディングや当該ブランディング等に沿った中小企業等の商材・サービスの磨き上げ等の支援、新技術等活用による観光客の消費を促す環境整備計画の策定を行う。
  
- コンテンツグローバル需要創出等促進事業 【補正】 30.0 億円
  - コンテンツの海外展開におけるローカライズ・プロモーション、海外向けコンテンツ製作に資する資金調達手法、デジタル技術を活用した先進性の高いコンテンツ等の開発等を支援。
  
- 地域まちなか活性化・魅力創出支援事業 5.0 億円(新規)
  - 魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備等を支援。
  
- 地域小規模事業者支援人材育成委託費 5.4 億円(新規)
  - 地域の課題解決、地域資源を活用した観光・インパウンド需要への対応、まちづくりなどを一体的に取り組めるよう、支援人材の能力強化や地域企業に対するデザイン経営の普及等を通じて、地域自身で自らの未来をデザインしていけるようにしていく。
  
- 大阪・関西国際博覧会開催準備事業 2.7 億円(新規)  
【補正】 3.0 億円
  - 2025 年に大阪・関西で開催する国際博覧会を、国連が策定した持続可能な開発目標(SDGs) 達成に貢献するものにする。また、できるだけ多くの国が参加し、共に創る「共創(co-creation)」の場とすることを目的に、構想の具体化を進める。
  
- 中堅・中小企業の海外展開等を通じた地域活性化支援事業 【補正】 24.0 億円
  - 中堅・中小企業の海外展開における情報の収集・提供や事業者サポート体制の強化等に取り組む。



## (2) 中小企業等の担い手確保

- ✓ 地方中小企業等の人手不足対応の強化、M&A 等も含めた事業承継の促進。
- ✓ 経営改善（財務強化）の支援や、商工会等による伴走型支援の機能拡充・強化。

- 中小企業・小規模事業者人材対策事業 13.7億円(18.5億円)
  - 各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、専門家派遣やマッチングを通じて、地域内外からの発掘・確保・定着を一括して支援。
  
- 製造業における外国人材受入れ支援事業 1.0億円(新規)
  - 外国人材が相談できる多言語対応窓口を設置したり、受入れ機関を対象にセミナーや研修を開催し、巡回指導や労務管理、生活指導といった受入れ機関に必要となるノウハウを業界団体等に幅広く共有・展開することを支援。
  
- 製造業における外国人材技能水準確保事業 【補正】2.0億円
  - 製造業の3業種（素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業）に係る外国人材の受入れに関する試験を実施。
  
- 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 70.1億円(68.8億円)
  - 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援実施。また、「事業引継ぎ支援センター」において事業引継ぎに向けた支援を実施。
  
- 事業承継・世代交代集中支援事業 【補正】50.0億円
  - 各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとし、中小企業へのプッシュ型の事業承継診断で掘り起こされたニーズに対して、専門家派遣などのきめ細かな支援を実施。
  - 事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援。
  
- 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業 【補正】100.0億円
  - 認定支援機関の助力を得て行う中小企業・小規模事業者の事業承継に向けた磨き上げや、経営者保証ガイドラインへの対応にも資する財務状況の改善など、経営改善計画策定を支援。
  
- 小規模事業者対策推進事業（再掲） 50.3億円(49.4億円)

- 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業 59.0 億円 (61.0 億円)
  - 信用保証協会が、金融機関による中小企業者向け融資に対して保証を行い、その後債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填する等を実施。
- 日本政策金融公庫補給金 164.1 億円 (165.1 億円)
  - 日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図る。
- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 47.8 億円 (50.2 億円)
  - 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置。特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣。
- 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資等) 42.5 億円 (42.5 億円)
  - 商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を実施。制度の円滑な推進を図るため、国から日本政策金融公庫に対し補給金を交付するもの。

### (3) ものづくり・商業・サービス補助金等による生産性向上・働き方改革

- ✓ ものづくり・商業・サービス経営力向上、自治体型小規模事業者持続化支援。
- ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業 50.0 億円 (新規)
    - Connected Industries の取組を日本経済の足腰を支える中小企業・小規模事業者にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援。また、地域経済を牽引する事業がもたらす地域経済への波及効果をより高めるため、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して事業を行う中小企業・小規模事業者等による設備投資を支援。
  - 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業(再掲) 10.1 億円 (新規)



- 中小企業生産性革命推進事業 【補正】1,100.0億円
  - 中小企業・小規模事業者等が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援。
  - 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって取り組む販路開拓や生産性向上の取組等を支援。
  - 中小企業・小規模事業者等が、生産性向上に資するITツールを導入するための投資を支援。また、ITツール及びその提供事業者の成果を公開し、IT事業者間の競争を促すとともに、中小企業・小規模事業者等によるIT投資を加速化。
  
- 中小企業消費税軽減税率対策事業 【補正】560.6億円
  - 消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業・小規模事業者等による複数税率対応レジの導入、電子的受発注システムや請求書管理システムの改修・導入等を支援。
  
- 消費税軽減税率対応窓口相談等事業 【補正】49.4億円
  - 消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を実施。転嫁対策窓口相談等も併せて実施。
  
- 中小企業・小規模事業者働き方改革対応体制強化事業 【補正】10.0億円
  - 中小企業・小規模事業者の人手不足や生産性向上など、働き方改革に関する様々な経営相談に対応するため、専門家派遣事業の派遣件数を増強。また、商工会・商工会議所等の既存の中小企業相談窓口の相談対応能力と支援機能を強化することで、全国の中小企業・小規模事業者の働き方改革へ支援。

## ●平成31年度与党税制大綱の概要

自民、公明両党は12月14日、平成31年度税制改正の基礎となる「平成31年度与党税制改正大綱」と平成31年度予算案の基本的な考え方となる「平成31年度予算編成大綱」「平成30年度補正予算案」を発表したが、12月21日にこの税制改正案、予算案が閣議決定された。

### 平成31年度税制改正の大綱の概要

(平成30年12月21日 閣議決定)

消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行う。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）の創設等を行う。このほか、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

#### 個人所得課税

##### ○ 住宅ローン控除の拡充

- ・消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長する。  
(現行10年→13年)
- ・11年目以降の3年間について、消費税率2%引上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定する。
- ・適用期間は平成31年10月1日から平成32年12月31日までとする。
- ・この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

##### ○ 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

- ・森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）（平成36年度から年額1,000円）及び森林環境譲与税（仮称）（平成31年度から譲与）を創設する。

##### ○ ふるさと納税制度の見直し

- ・過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

##### ○ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

- ・子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

**資産課税****○ 個人事業者の事業承継税制の創設等**

- ・新たな個人事業者の事業承継税制を、10年間の時限措置として創設する（現行の事業用小規模宅地特例との選択適用）。
  - 事業用の土地、建物、機械等について、適用対象部分の課税価格の100%に対応する相続税・贈与税額を納税猶予する。
  - 法人の事業承継税制に準じた事業継続要件の設定等により制度の適正性を確保する。
- ・現行の事業用小規模宅地特例について、相続前3年以内に事業の用に供された宅地を原則として除外する適正化を行う。

**○ 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し**

- ・教育資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定や使途の見直し等を行う一方、30歳以上の就学継続には一定の配慮を行い、適用期限を2年延長する。
- ・結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置について、受贈者の所得要件設定を行い、適用期限を2年延長する。

**法人課税****○ イノベーション促進のための研究開発税制の見直し**

- ・オープンイノベーション型について、大企業や研究開発型ベンチャーに対する一定の委託研究等を対象に追加するとともに、控除上限を法人税額の10%（現行：5%）に引き上げる。
  - （※）一定の研究開発型ベンチャー企業との共同研究・委託研究に係る税額控除率については、25%とする。
- ・総額型について、増加インセンティブの強化の観点から控除率を見直すとともに、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除上限を法人税額の40%（現行：25%）に引き上げる。
- ・高い水準の研究開発投資を行っている企業について、総額型の控除率を割増しする措置を講じた上で、高水準型を総額型に統合する。

**○ 中堅・中小企業による設備投資等の支援**

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業向け投資促進税制の延長等を行う。
- ・地域未来投資促進税制について、高い付加価値創出に係る要件を満たす場合に特別償却率を50%（現行：40%）、税額控除率を5%（現行：4%）に引き上げる等の見直しを行う。
- ・中小企業の事業活動に災害が与える影響を踏まえて事前防災を促進する観点から、事業継続力強化計画（仮称）に基づく防災・減災設備への投資に係る特別償却制度を創設する。

### ○ 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

- ・地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方法人課税における新たな偏在是正措置を講ずる。
- ・具体的には、消費税率 10%段階において復元後の法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税（仮称）とするとともに、その全額を都道府県に対し、特別法人事業譲与税（仮称）として、人口を譲与基準（不交付団体に対する譲与制限あり）とし譲与する。

### ○ その他

- ・保険会社等の異常危険準備金制度について、火災保険等に係る特例積立率を 6%（現行：5%）に引き上げる。
- ・医師の勤務時間短縮や、地域医療体制の確保、高額医療機器の共同利用の推進等効率的な配置の促進といった観点から、医療用機器の特別償却制度の拡充・見直しを行う。

## 消費課税

### ○ 車体課税の見直し

- ・平成 31 年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。
- ・自家用乗用車（登録車）に係る環境性能割の税率等の適用区分を見直す。
- ・環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。なお、消費税率引上げに配慮し、平成 33 年 4 月 1 日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車（登録車及び軽自動車）から適用する。
- ・エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）の軽減割合等を見直す。政策インセンティブ機能の強化の観点から、自動車重量税のエコカー減税について、1 回目車検時の軽減割合等を見直すとともに、2 回目車検時の免税対象を電気自動車等や極めて燃費水準が高いハイブリッド車に重点化する。
- ・自動車税の恒久減税により生じる地方税の減収のうち、地方税の見直しによる増収により確保できない分について、以下の措置により全額国費で補填する。
  - － エコカー減税（自動車重量税）の見直し（前掲）
  - － 自動車重量税の譲与割合の段階的引上げ
  - － 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲
- ・平成 31 年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。
- ・自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を 1% 分軽減する。これによる地方税の減収は、全額国費で補填する。

### ○ 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上

- ・臨時の販売場での免税販売を認める。

**国際課税**

## ○ BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを踏まえた対応

- ・ 過大支払利子税制について、利子の損金算入限度額の算定方法の見直し等により、税源浸食リスクに応じて利子の損金算入制限を強化する。
- ・ 移転価格税制について、独立企業間価格の算定方法としてディスカウント・キャッシュ・フロー法を加えるとともに、評価困難な無形資産取引に係る価格調整措置を導入する。

**納税環境整備**

## ○ 経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備

- ・ 仮想通貨取引等、経済取引の多様化・国際化が進展する中、適正課税を確保するため、現行実務上行われている事業者等に対する任意の照会について税法上明確化するとともに、高額・悪質な無申告者等の情報について国税当局が事業者等に照会する仕組みを整備する。

**関税**

## ○ 暫定税率等の適用期限の延長等

- ・ 平成30年度末に適用期限の到来する暫定税率（411品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

## ○ 個別品目の関税率等の見直し

## 経済産業関係 平成31年度(2019年度)税制改正のポイント

### 1. 車体課税の抜本的見直し(ユーザー負担の軽減等に向けた見直し)

#### (1) 自動車税の税率引下げ(1,320億円規模の恒久減税)

・自動車は、日本経済の牽引役であるとともに、重要な生活の足。税制抜本改革法以来の累次の税制改正大綱において懸案とされてきた車体課税について、自動車の保有に係る税負担を引下げべく、2019年10月以後に購入された新車から、自動車税について、全ての車種に対し排気量に応じ、1000~4500円/年を恒久的に引下げる。

#### (2) 環境性能割の臨時的軽減(消費税率引上げに係る需要平準化対策)

・さらに、消費税率引上げ時に駆け込み需要とその反動減を生じさせることがないよう、耐久消費財である自動車の需要の平準化を図るため、2019年10月からの1年間に購入された自動車・軽自動車について、税率1%分を軽減する。

#### (3) エコカー減税・グリーン化特例の延長・見直し

・エコカー減税は、軽減率の見直し等を行った上で、2年間延長する。グリーン化特例は2年間現行措置を継続し、2021年度からは電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等に重点化する。

### 2. 中小企業・小規模事業者の生産性向上、地域経済の活性化

#### (1) 事業承継の促進(個人事業者向けの事業承継税制の創設等)

・個人事業者の事業承継を促すため、10年間限定で、事業継続を前提に、土地、建物、機械・器具備品等に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する制度を創設する。青色申告書を参考に適切に資産を区分する等の要件を満たし、承継円滑化法の認定を得た事業者のみを対象とする。既存の事業用小規模宅地特例との選択制とする。  
・中小機構出資の事業承継ファンドの出資を受け、M&Aによる事業承継に取り組む中小企業が大企業とみなされないよう中小機構出資分を大企業保有分と評価しない。

#### (2) 災害への事前対策の強化(中小企業防災・減災投資促進税制)

・災害への事前対策を強化するため、中小企業による自家発電機、排水ポンプ等の防災・減災のための設備投資に対する特別償却(20%)を講じる。

#### (3) 中小企業・小規模事業者の設備投資活性化、経営基盤の強化、研究開発支援

・生産性向上に向けた設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制の即時償却及び税額控除(10%)を2年間延長するとともに、働き方改革に資する設備も対象であることを明確化する。併せて、中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制(いずれも特別償却30%、税額控除7%)を2年間延長する。  
・中小企業軽減税率(法人税を所得800万円まで、本則19%から15%に軽減)を延長する。中小企業の研究開発を支援すべく、中小企業技術基盤強化税制を延長する。

#### (4) 地域経済を牽引する中核企業の先進的な設備投資の促進(地域未来投資促進税制の延長・拡充)

・地域未来投資促進税制を2年間延長し、特に付加価値が伸びている企業(8%以上)への支援を深堀りする。(機械装置等に係る特別償却40→50%、税額控除4→5%)

### 3. 生産性革命の実現に向けたイノベーションの促進

#### (1) イノベーションの更なる創出に向けた研究開発の促進

・オープンイノベーション(OI)型の税額控除上限を法人税額の5→10%に引き上げる。研究開発ベンチャーとの共同研究等は研究費の25%を控除する。企業規模を問わず、質の高い委託研究をOI型に位置付け、研究費の20%を控除する。  
・ベンチャー企業の研究開発投資を促すため、初期投資の回収を待たずに更なる研究開発投資を行う場合、控除上限を25→40%に引き上げる。  
・研究開発投資の一層の増加を促すべく、増加インセンティブがより強く働く制度にするとともに、控除率10%超部分及び上乗せ措置の延長・統合を行う。  
・大学との共同研究の際、研究コーディネーター(URA(University Research Administrator))の費用について、研究開発税制の対象となることを明確化する。

#### (2) ベンチャーの人材確保円滑化(ストックオプション税制の拡充)

・ベンチャーが、副業等の多様な働き方で活躍するエンジニア、プログラマー、弁護士等の社外の高度人材を機動的に確保できるよう、適用対象者を拡大する。

### 4. グローバル化に対応した競争環境の整備

#### (1) 日本企業の状況を踏まえた国際課税の見直し

・過大支払利子税制、移転価格税制等の見直しにおいて、租税回避を的確に防止しつつ、日本企業の通常のグローバルな事業活動を害しないよう配慮を行う。  
・外国子会社合算税制について、米国等におけるビジネス実態を考慮し、資源・インフラ事業等の実体のある事業のために必要な、一定の外国関係会社については、ペーパーカンパニーの範囲から除外し、課税対象から除く。

#### (2) 電気・ガス供給業に対する収入金課税の見直し

・小売全面自由化され、2020年に法的分離する電気供給業・ガス供給業における法人事業税の課税方式の見直しを検討する。

#### (3) 資源開発促進税制(減耗控除制度)の延長・拡充

・減耗控除制度を3年間延長し、海外の鉱山経営に議決権の50%以上を保有し実質的に鉱山経営を行うことで我が国への資源確保に寄与する事業者を支援対象に追加する。



(2-1) 個人版事業承継税制の創設 (相続税・贈与税)

新設

- 今年度、事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数は飛躍的に増加(※)。
- 個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、**個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設**する。

改正概要

※拡充前の事業承継税制の平成29年度における認定件数は年間400件程度であったが、拡充後の事業承継税制の足元における申請件数は年間4000件に迫る勢い。

<p><b>① 多様な事業用資産が対象</b></p> <p>事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで)</li> <li>○機械・器具備品 (例) 工作機械・パワーショベル・診療機器 等</li> <li>○車両・運搬具</li> <li>○生物 (乳牛等、果樹等)</li> <li>○無形償却資産 (特許権等) 等</li> </ul>	<p><b>② 相続税だけでなく贈与税も対象</b></p> <p>生前贈与による早期の事業承継準備を支援</p>
<p><b>③ 納税額の全額(100%)が納税猶予</b></p> <p>後継者の承継時の現金負担をゼロに</p>	<p><b>④ 10年間の時限措置</b></p> <p>平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象</p>

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要  
②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

13

(2-2) 中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例

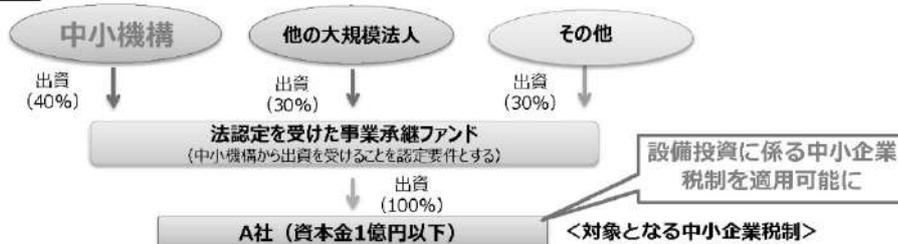
新設

(法人税・法人住民税・事業税)

- 将来的なM & Aに向けた**磨き上げ支援等を行う事業承継ファンド**は、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、**近年その数は増加傾向**。
- 他方、事業承継ファンドを通じた**中小機構による出資割合が一定以上となる場合**、出資を受けた中小企業は「大企業」とみなされ、**設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約**があり、事業承継に向けた設備投資が滞るおそれがある。
- このため、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた**事業承継ファンドを通じて中小機構から出資を受けた場合**には、**中小機構出資分を大企業保有分と評価しない**こととする措置を講ずる。

改正概要

【適用期限：各相特の適用期限に準ずる】



※資本金1億円以下の中小企業のうち、以下は大企業とみなすこととされている。  
①発行済み株式等の1/2以上を同一の大規模法人が所有  
②発行済み株式等の2/3以上を複数の大規模法人が所有

※従前は、中小機構も大規模法人に該当することから、上記の事例も②に該当し、A社は設備投資に係る中小企業税制を適用できなかった。

- <対象となる中小企業税制>
- 中小企業経営強化税制
  - 中小企業投資促進税制
  - 商業・サービス業活性化税制
  - 被災代替資産等の特別償却
  - 中小企業防災・減災投資促進税制【新設】

15

**(2-3) 中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置の創設**

(法人税・所得税・事業税)

新設

- 自然災害が頻発する中、**災害による影響を軽減するための事前対策の強化**は喫緊の課題。
- 中小企業が**災害への事前対策を強化するための設備投資**を後押しするため、**自家発電機、制震・免震装置等の防災・減災設備**に対して、**特別償却(20%)**を講じる。
- 事業者が作成した**事前対策のための計画**を、**経済産業大臣が認定**。認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用。

**改正概要**

【適用期限：平成32年度末まで】

<b>税制の概要</b>	
<b>【対象者】</b> 事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた中小企業・小規模事業者	<p><b>【税制措置のスキーム】</b></p> <p>経済産業大臣</p> <p>②申請 ↑ ↓ ③認定</p> <p>①「強化計画」(仮称) 策定 【対象事業者】 ・中小企業・小規模事業者 【計画記載事項】 ・取組内容・実施期間 ・防災・減災設備の内容 等</p> <p>⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告</p> <p>所轄の税務署</p>
<b>【対象設備】</b> 事前対策を強化するために必要な防災・減災設備 <対象設備> ✓ 機械装置(100万円以上)：自家発電機、排水ポンプ 等 ✓ 器具備品(30万円以上)：制震・免震ラック、衛星電話 等 ✓ 建物附属設備(60万円以上)：止水板、防火シャッター、排煙設備 等	
<b>【税制措置の内容】</b> 対象設備への投資に対する特別償却(20%)を講じる。	

16

**(2-4) 中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長**

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

延長・強化

- 中小企業・小規模事業者の「**攻めの投資**」を後押しするための税制として、**中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制**を措置しているところ、**中小企業の積極的な設備投資を後押しし、「生産性革命」の実現を図る観点から、これらの措置の適用期限を2年間延長**。
- 加えて、中小企業経営強化税制については、**働き方改革の実現に向けた取組みを支援する観点から、対象設備を明確化**するといった強化を行う。

**改正概要**

【適用期限：平成32年度末まで】

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	<p><b>【中小企業経営強化税制】</b> 即時償却又は税額控除10% (※7%) ⇒<b>延長・強化</b></p>		<p>生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資</p>	
	<p><b>【中小企業投資促進税制】</b> 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒<b>延長</b></p>		<p><b>【商業・サービス業活性化税制】</b> 30%特別償却又は税額控除7% (※30%特別償却のみ適用) ⇒<b>延長</b></p>	

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

18



**(参考) 中小企業投資促進税制** (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

延長

- **中小企業投資促進税制**は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却(30%)**又は**税額控除(7%)**(※)の適用を認める措置。
- 引き続き、中小企業の設備投資を促すため、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。

**改正概要** 【適用期限：平成32年度末まで】

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

対象者	・中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等) ・従業員数1000人以下の個人事業主	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く) ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	・機械及び装置【1台160万以上】	
	・測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万以上かつ複数合計120万以上】	
	・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万以上、複数合計70万以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用osのうち一定のものなどは除く	
	・貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ・内航船舶(取得価格の75%が対象)	
措置内容	個人事業主	
	資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

19

**(参考) 中小企業経営強化税制** (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

延長・強化

- **中小企業経営強化税制**は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組みを支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた経営力向上計画に基づく設備投資について、**即時償却及び税額控除(10%)**(※)のいずれかの適用を認める措置。
- **中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資を後押し**するため、**本税制措置の適用期限を2年間延長**。
- また、**働き方改革に資する設備**(休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等)も**本税制措置の適用対象であることをQ&A集等を通じて明確化**。

※資本金3,000万円超1億円以下の中小企業者等の税額控除率は7%。

**改正概要** 【適用期限：平成32年度末まで】

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が前年比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定装置、冷凍機・列架など) ◆建物附属設備(60万円以上) (ホーン、LED照明、空調など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報収集・分析・指示する機能)	◆機械・装置(160万円以上) ◆工具(30万円以上) ◆器具備品(30万円以上) ◆建物附属設備(60万円以上) ◆ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象事業 及び 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること/国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと、等	
税制措置	即時償却 又は 7%税額控除(資本金3千万以下は個人事業主は10%)	

※事業の用に直接供される設備(生産等設備)が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄附金等に係る建物附属設備等は対象外。

**働き方改革に資する設備の例**

**<建物附属設備>**

・工場等の休憩室等に設置される冷暖房設備等。

**<器具備品>**

・作業場等に設置されるテレワーク用PC等。

※生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等に設置されるものに限る。

21

(2-5) 中小企業者等の法人税率の特例の延長 (法人税・法人住民税)

延長

- 中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、**1.9%から1.5%に軽減**されている。
- 海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明感が指摘される中、**中小企業・小規模事業者の経営基盤を引き続き強化するため、本税制措置の適用期限を2年間延長**。

**改正概要** 【本則：期限の定めなし】  
【租税特別措置法：適用期限 平成32年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について1.9%に軽減されている（本則）。
- 当該税率を、平成33年3月31日までの時限的な措置として、更に1.5%に軽減（租税特別措置）。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	-
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	-
	年800万円以下の所得金額	<u>1.9%</u>	<u>1.5%</u>

22

(2-6) 地域未来投資促進税制の延長・強化 (法人税・所得税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 地域の成長発展の基盤強化のためには、地域の企業が取り組む地域経済を牽引する事業に対し、集中的な支援を行い、地域経済の更なる活性化を図ることが重要。
- このため、地域の特性を生かしつつ、**特に高い付加価値を創出しており、地域経済を牽引する企業の前向きな設備投資について、税額控除・特別償却の割合を引き上げ、地域未来投資促進税制を延長・強化**。

制度概要【適用期限：平成32年度末まで】

地域経済牽引事業計画（都道府県の承認）	現行制度 課税の特例の内容・対象		
都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に適合 <b>&lt;地域経済牽引事業の要件&gt;</b> ①地域の特性の活用 ②高い付加価値の創出 ③地域の事業者に対する経済的効果	対象設備	特別償却	税額控除
<b>課税の特例措置（国の確認）</b> <b>&lt;課税特例の要件&gt;</b> ①先進性を有すること （生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く(※)） ②総投資額が2,000万円以上であること ③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること ④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率(%) + 5%以上 <b>&lt;上乗せ要件&gt;</b> ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上	機械装置・器具備品	40%	4%
	建物・附属設備・構築物	20%	2%
	<b>改正内容</b>		
	対象設備	特別償却	税額控除
	機械装置・器具備品	40%	4%
	上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
	建物・附属設備・構築物	20%	2%

(※)特定非常災害発生日から3年以内に承認を受けた事業が対象  
(法施行前に発生した災害の場合は5年)

※対象資産の取得価額の合計額は合計80億円を限度  
※税額控除は法人税額又は所得税額の20%までが上限

23



## ●「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の一部を施行するため、関係政令が閣議決定

第196回通常国会において、これまで一部の中小企業が対象だった特許料、審査請求料及び国際出願関連手数料(以下「特許料等」という)の軽減措置を、全ての中小企業に拡充することとする「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立した。

(参考)

1. 特許料:特許権を維持するために支払う金額
2. 審査請求料:特許出願の審査を請求する際に支払う手数料
3. 国際出願関連手数料:国際出願を行う際に支払う手数料

同法において政令に委任された軽減対象者及び軽減率、同法の一部の施行期日を定めるため、関係政令が12月28日に閣議決定された。

### ○政令の概要

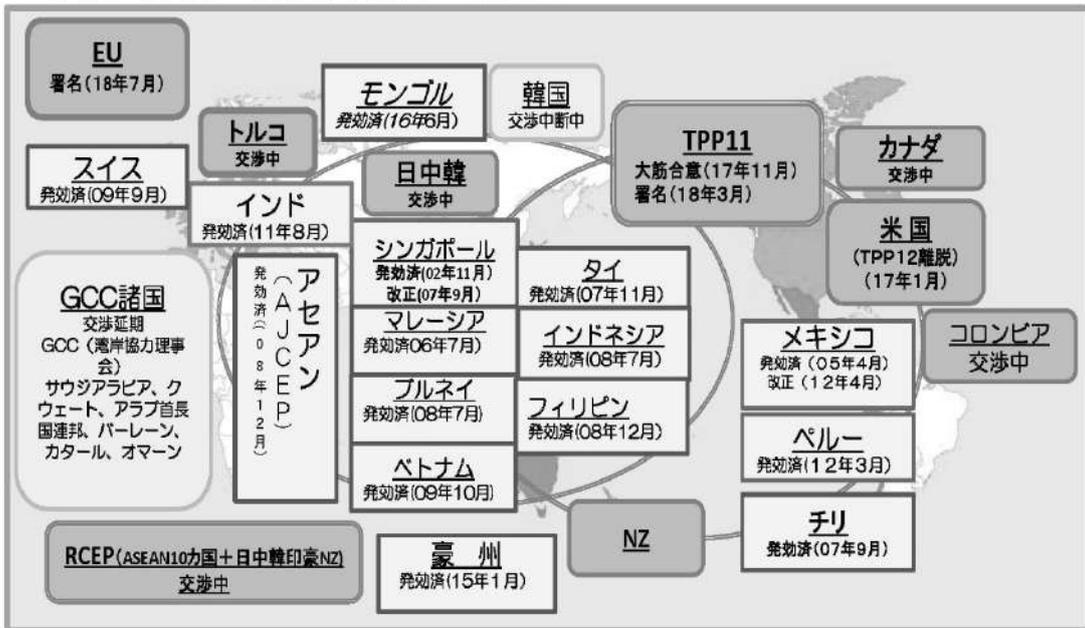
- (1)不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日を平成31年4月1日とする。
- (2)不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
  - ア. 特許料等の軽減対象者と軽減率を下記のとおり定める。
    - (ア) 中小事業者、特定中小事業者、試験研究機関等(大学、大学の技術移転を行う事業者、試験研究独立行政法人等):1/2 軽減
    - (イ) 小規模企業(従業員20人以下)、ベンチャー企業(設立10年未満):2/3軽減
    - (ウ) 福島復興再生特別措置法に係る事業を行う中小事業者:3/4軽減
  - イ. 特許料等の軽減措置の拡充により特許特別会計において恒常的に歳出が歳入を超過することが予想されたため、収支相償となるよう、審査請求料の基本料金を 20,000円 値上げ。ただし、新たな審査請求料は、本政令の施行後にする特許出願から適用。  
改定後:138,000円+請求項×4,000円

## EPA(経済連携協定)／TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の動向

### ●我が国のEPAへの取組状況

#### 我が国のEPA取組状況

- 発効済(14カ国1地域)：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、豪州、モンゴル
- 大筋合意等：TPP11(大筋合意)18年3月に署名、TPP12(16年2月署名、米国17年1月離脱)、日EU(大枠合意、交渉妥結)18年7月に署名
- 交渉中(3カ国、4地域)：RCEP、日中韓、AJCEPサービス・投資章(実質合意)、カナダ、コロンビア、トルコ
- その他(1カ国1地域)：韓国(交渉中断中)、GCC(湾岸協力)

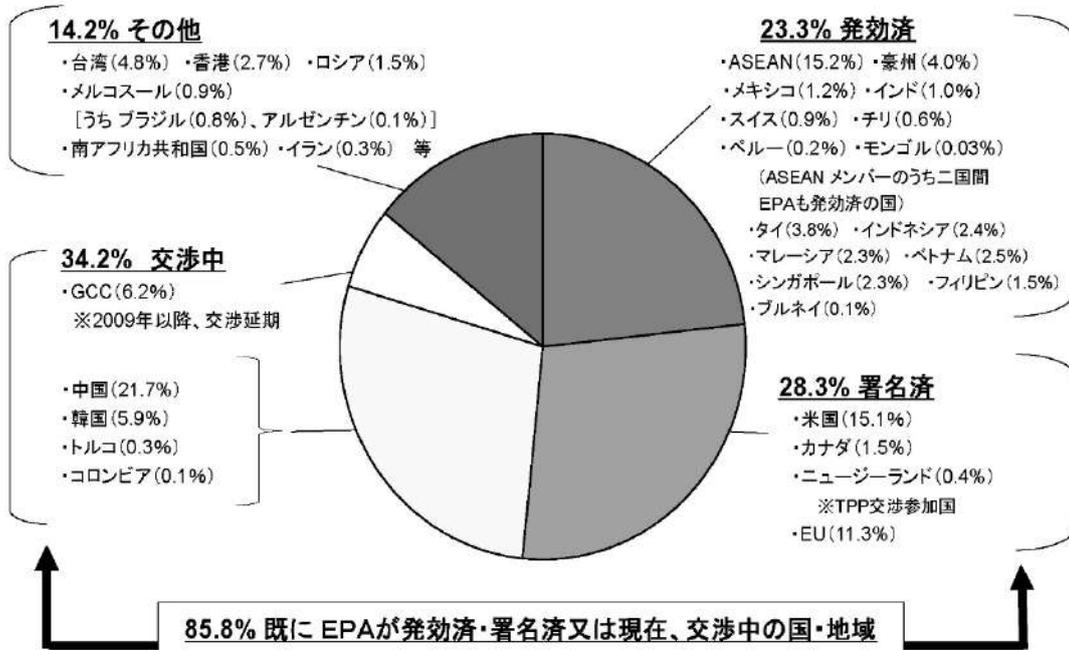


TPP11参加国：カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド、米国 (TPP12離脱：2017年1月)



**日本の貿易総額に占める国・地域別割合 (2018年7月時点)**

(2017年貿易額ベース)



**85.8% 既に EPAが発効済・署名済又は現在、交渉中の国・地域**

【参考】主要国のFTA比率<sup>(注)</sup>

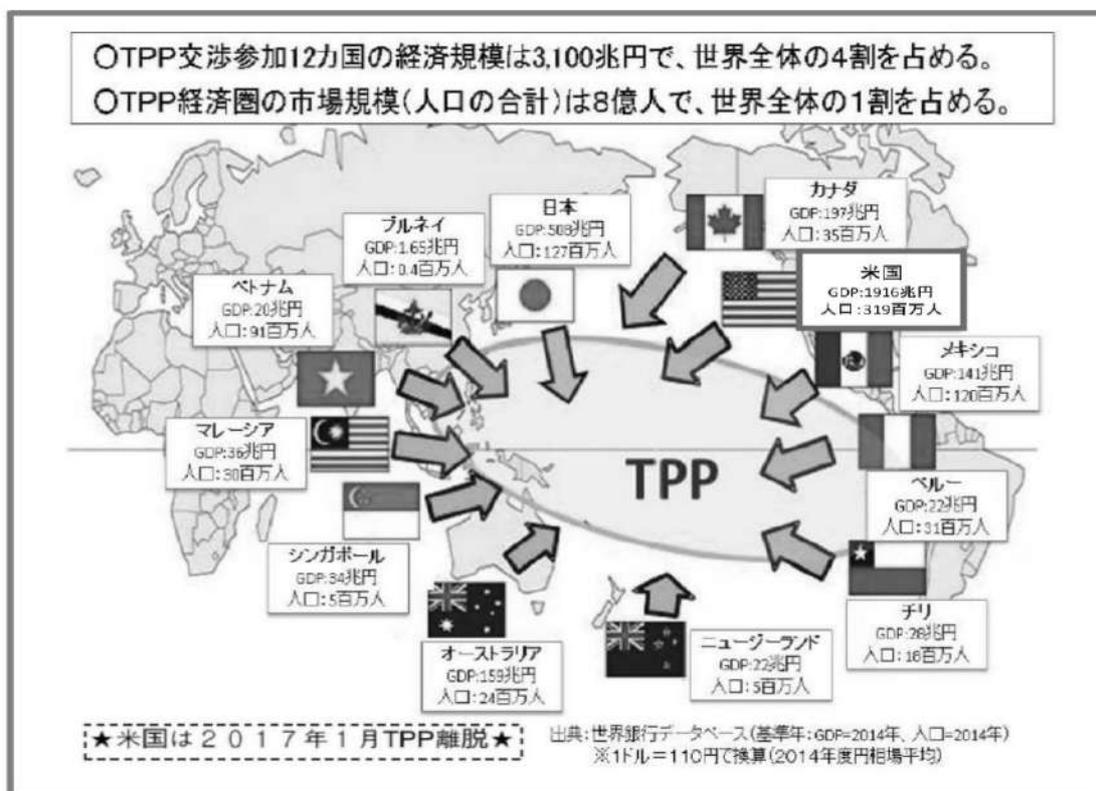
日本: 51.6%、米国: 47.2%、EU: 32.8%、韓国: 68.2%、中国: 38.7%

(注) 発効済・署名済FTA相手国との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典) 日本は財務省貿易統計 (2017年確報値) (2018年3月)。米国、EU、韓国、中国はIMF Direction of Trade Statistics (2017年4月)。



## ●TPPの概要



## ●TPPをめぐる動き(2018年12月30日発効)

2018年10月30日、6か国目となる豪州が国内手続を完了した旨の通報をニュージーランドに行ったことから、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)の発効が確定、2018年12月30日0時に発効した。

署名後、迅速に手続を進めてきた日本、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、そして豪州との6か国(以下、原締約国)で発効となる。ベトナムは7か国目の批准国として、11月15日に同協定寄託国であるニュージーランド政府に通報した。寄託国に通報した日から60日後に効力が生じるため、ベトナムでの発効は2019年1月14日となる予定。

これにより、世界GDPの13.3%、総人口5.1億人、貿易総額550兆円を抱える巨大な経済圏が誕生した。TPP11の関税削減スケジュールでは、原締約国は2018年が1年目、2019年が2年目(注)の適用になる。2019年に発効となるベトナムは、2019年が1年目の適用になるか、原締約国と同様に2年目の適用になるかは、各原締約国によって決められ、日本はベトナムに対して2年目の削減スケジュールを適用することを決めている。

TPP11の発効後、協定に基づく閣僚級の第1回TPP委員会を日本が議長国となって東京で開催する予定。日程は関係国と調整の上、年明けの早い時期を想定している。この委員会では、

協定の実施、運営に関する方針等を決定するほか、新規加盟希望国の扱いについても協議をする予定。

(注) 関税削減スケジュールで、日本は2019年4月1日から2年目、日本以外の締結国は2019年1月1日から2年目が適用される。

## TPP11の概要

### 1 意義

#### ○経済的意義

- モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場(世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人)を作り出す。
- 今後、人口減少が見込まれる我が国にとって、アジア太平洋地域の巨大市場を活用することで新たな成長が期待される。

#### ○戦略的意義

- 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々とともに今後の世界の貿易・投資ルールの新たなスタンダードを提供。
- アジア太平洋地域において、普遍的価値を共有する国々との間で経済的な相互依存関係を深めていくことは、地域の成長・繁栄・安定にも資する。

### 2 経緯

2010年3月	TPP交渉開始(当初は8か国)
2013年7月	日本が交渉参加
2016年2月	TPP12署名(於: NZ・オークランド)
2017年	
・1月20日	日本、国内手続完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日	トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・3月14-15日	TPP11関係会合(チリ)
・5月21日	TPP11関係会合(ベトナム・ハノイ)
	→ TPPの早期発効に向けた選択肢を11月のAPEC首脳会合までに検討することで合意
・7月-11月	TPP11首席交渉官会合(4回開催) (於: 箱根、シドニー、高輪、舞浜)
・11月8-10日	TPP11関係会合(ベトナム・ダナン)
	→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)
2018年1月23日	首席交渉官会合(東京)にて協定文確定
2018年3月8日	署名式(チリ・サンティアゴ)

### 3 TPP11協定の主な内容

「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」  
条文概要(全7条)

- 第1条 TPP協定の組み込み
- 第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)  
→ 2項目を凍結(うち1項目は知的財産関連) ※次頁参照
- 第3条 効力発生(6か国の締結完了)
- 第4条 脱退
- 第5条 加入
- 第6条 本協定の見直し  
→ TPPの効力発生が差し迫っている場合又はTPPが効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締結国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直す。
- 第7条 正文(英、仏、西)



### 凍結項目一覧

- |                                 |   |
|---------------------------------|---|
| ○ 急送少額貨物（第5・7条1（f）の第2文）         | ○ 一般医薬品データ保護（第18・50条）                         |
| ○ I SDS（投資許可、投資合意）関連規定（第9章）     | ○ 生物製剤データ保護（第18・51条）                          |
| ○ 急送便附属書（附属書10-B 5及び6）          | ○ 著作権等の保護期間（第18・63条）                          |
| ○ 金融サービス最低基準待遇関連規定（第11・2条の一部等）  | ○ 技術的保護手段（第18・68条）                            |
| ○ 電気通信紛争解決（第13・21条1（d））         | ○ 権利管理情報（第18・69条）                             |
| ○ 政府調達（参加条件）（第15・8条5）           | ○ 衛星・ケーブル信号の保護（第18・79条）                       |
| ○ 政府調達（追加的交渉）（第15・24条2の一部）      | ○ インターネット・サービス・プロバイダ（第18・82条、附属書18-E、附属書18-F） |
| ○ 知的財産の内国民待遇（第18・8条（脚注4の第3～4文）） | ○ 保存及び貿易（第20・17条5の一部）                         |
| ○ 特許対象事項（第18・37条2、第18・37条4の第2文） | ○ 医薬品・医療機器に関する透明性（附属書26-A第3条）                 |
| ○ 審査遅延に基づく特許期間延長（第18・46条）       | ○ ブルネイの投資・サービス留保表の一部（附属書IIの一部）                |
| ○ 医薬承認審査に基づく特許期間延長（第18・48条）     | ○ マレーシアの国有企業留保表の一部（附属書IVの一部）                  |

なお、凍結項目に入らなかったが、一定期間猶予する内容(2項目)についてはサイドレター(補足文書)を交わすこととなる。

### TPP11の効果

#### 経済効果

#### <TPP11>

- ・実質GDP：約1.5%押し上げ  
（2016年度GDP水準で換算すると約8兆円に相当）
- ・労働供給：約0.7%（約46万人）増加

上記の経済効果は、一時的な需要喚起ではなく、我が国の成長力を持続的に高めるもの。

（参考）TPP11発効による農林水産物の生産額減少額：約900～1,500億円

#### 21世紀型ルール(主要なもの)

##### <投資>

投資先の国が投資企業に対し技術移転等を要求することの禁止

##### <貿易円滑化>

急送貨物の迅速な税関手続(6時間以内の引取)を明記

##### <電子商取引>

国境を越える情報の自由な流通の確保、デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止  
ソースコード(ソフトウェアの設計図)移転・アクセス要求の禁止、サーバー現地化要求の禁止

##### <国有企業>

非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼすことの禁止

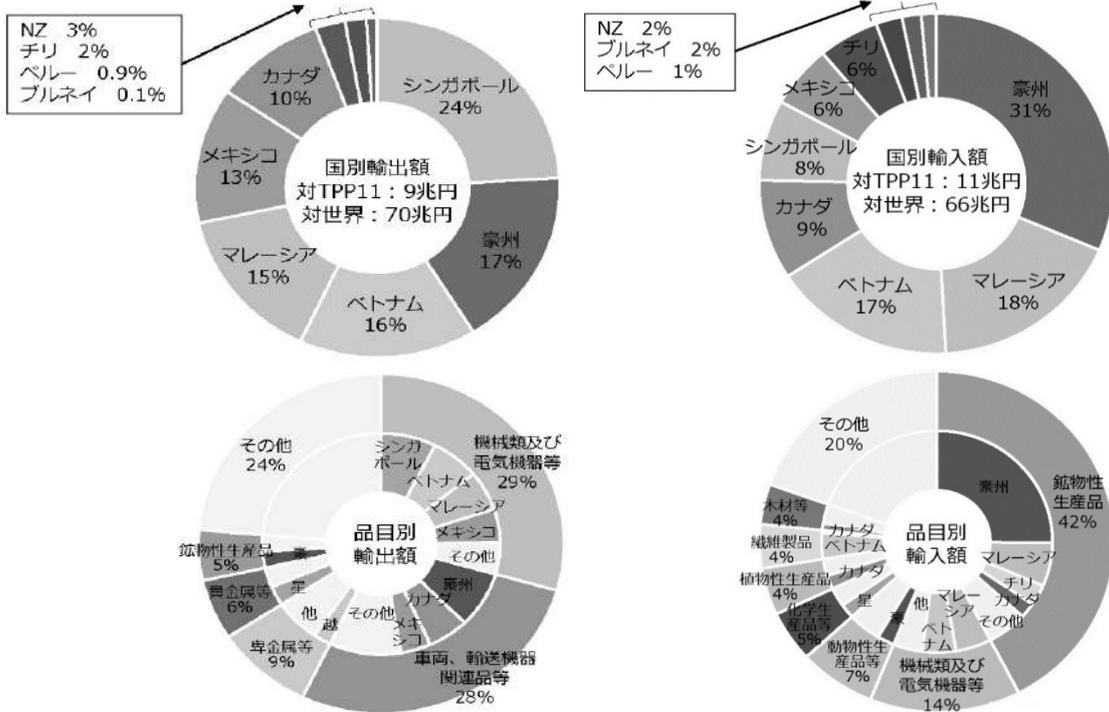
##### <知的財産>

模倣・偽造品等に対する厳格な規律

(参考)日本とTPP11との貿易関係

日本からTPP11への輸出額(2016年)

日本のTPP11からの輸入額(2016年)



2015年10月5日に大筋合意したTPP12協定の工業製品(繊維分野を含む)の概要

(1)市場アクセス(関税撤廃)

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

◆ TPP11カ国全体

- 即時撤廃率：(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
- 関税撤廃率：(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%



## 2. 日本側

## ◆ TPP11カ国全体

- ・ 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
- ・ 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に  
基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

## 我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用 アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0~7.9%, 1,229円/kℓ 等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品 等	1.6~6.5%
皮革・ 履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8~16% 1次17.3%~24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5~30% 17%
繊維・ 繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地:1.9~14.2%、 衣類:4.4~13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維オーバーコート等)	7.4~12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、 NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅:3%又は15円/kg低い方 等 亜鉛:4.3円/kg等 鉛:2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ:2.5%~6.3% ニッケル:3% 等 <sup>32</sup>

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。

## (2) 繊維分野についての各国の関税撤廃(譲許)について

## ① 日本(上表に示すとおり)

品目	譲許内容	基準税率
繊維・繊維製品ほぼ全て	即時撤廃	生地:1.9~14.2% 衣類:4.4~13.4%
一部の衣類((化合繊維オーバーコート等))	11年目撤廃	7.4~12.8%

## ② カナダ

## 繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14% <sup>12</sup>

③ニュージーランド

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合繊)	5～7年目撤廃	5%
ひも、綱	5～7年目撤廃	5%

④オーストラリア

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

⑤ベトナム

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%～12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合繊(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%～12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%～20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃

⑥米国(離脱)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%～13.2%
化合繊織物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%～25%
毛織物	即時撤廃	2.7%～25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%～8%
衣類	即時撤廃～13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%～32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% <sup>5</sup>



### (3) 繊維分野の原産地規則

- ①複数の締約国において加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度。
- ②繊維及び繊維製品の原産地規則は、「紡ぐ」、「織る」、「縫製」という3つの工程を原則TPP締約国内において行わなければならない「ヤーンフォワード・ルール」。
- ただし、綿糸(HS52.04-52.07)、合繊長繊維糸(HS54.01-54.06)、化合繊紡績糸(HS55.08-55.11)、ニット生地(HS60類)については、締約国内での「綿花」、「化合繊短繊維」を使用する「ファイバーフォワード・ルール」。
- ③ヤーンフォワード・ルールを前提としつつ、「供給不足の物品」(ショートサプライ・リスト(SSL))に掲載された域内での供給が十分でない厳選された材料(繊維、糸、生地)については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品として認めている。
- (注)衣類を輸出する場合であって、使用する糸がSSLに掲載されている場合、織る、縫製の2工程を域内ですればよく、また、生地がSSLに掲載されている場合、縫製の1工程のみを域内ですればよいことになる。

- ④61類及び62類の衣類が原産品であるか否かは、製品の関税分類を決定する構成部分(表側の生地に占める面積が最も大きい部分)で関税分類番号の変更を満たす必要がある。

<その他の要件>

#### ①弾性生地ルール

61類及び62類の衣類に弾性糸を使った生地(HS6002、5806.20)を使用する場合、当該生地は域内産の糸を使用する。また、関税分類を決定する構成部分に弾性糸が使用される場合には、域内産の糸を使用する。

#### ②縫糸ルール

61類及び62類の衣類及び63類の製品に縫糸(HS5204、5401、5508の縫糸又は5402の糸を縫糸として使用)を使用する場合、当該縫糸は域内産の縫糸を使用する。

#### ③絹100%の着物に関するルール

着物又は帯に使用する絹100%の絹織物を域内で製織、裁断・縫製する必要がある。

※絹織物はSSLで域外調達が例外的に認められているが、着物又は帯に使用する絹100%の織物の域内調達を義務付け。

- ④デミニミス(原則、非原産材料が全重量の10%以下の場合、原産品とみなす。)

ただし、弾性糸については、域内産を義務付け。

- ⑤緊急措置(セーフガード)、関税法令違反に関する税関当局間の協力、監視を規定。

<第3章 原産地規則及び原産地手続>

輸入される産品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるTPP域内の原産品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手続等を定める。本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

- (1)TPP特惠税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)

(2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)

(3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

## 原産地規則の合意の概要

### 原産地分野の主な規定

#### 1. 原産地規則の統一

- TPP特惠税率の適用が可能な12カ国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)。

#### 2. 完全累積制度

- 複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



### (4) 広域FTA化による原産品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、製品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

協定書第3章原産地規則及び原産地手続きの仮訳については下記URLを参照

[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text\\_kariyaku/160202\\_kariyaku\\_03-1.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-1.pdf)

附属書3D 品目別原産地規制

[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text\\_kariyaku/160202\\_kariyaku\\_03-2.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/text_kariyaku/160202_kariyaku_03-2.pdf)



## 日本と各国とのEPA交渉

### ●日・EU経済連携協定について

12月8日、日・EU経済連携協定が参院本会議で採決され、与党などの賛成多数で承認された。政府は政省令の改正など必要な手続きを年内に終えた。欧州議会も12月12日に本会議で承認され、21日のEU加盟国で構成する理事会の承認を経て批准手続きを終えたので、2月1日に発効する見通しとなった。

### 日EU・EPAについて

#### 1. これまでの経緯

- 2017年3月の日EU首脳会談において、日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。
- 首席交渉官以下様々なレベルで、鋭意交渉を継続。
  - 2013年 3月：日EU首脳電話会談で交渉開始
  - 2013年4月～2014年4月：第1回～第5回交渉会合
  - 2014年 5月：第22回日EU定期首脳協議(於：ブリュッセル)
  - 7・10月：第6回・第7回交渉会合
  - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：ブリスベン)
  - 2014年12月～2015年4月：第8回～第10回交渉会合
  - 2015年 5月：第23回日EU定期首脳協議(於：東京)
  - 7～11月：第11～第13回交渉会合
  - 11月：日EU首脳会談(G20サミット 於：アンタルヤ)
  - 2015年11月～2016年4月：第14回～第16回交渉会合
  - 2016年 5月：日EU・EPAサイドイベント(G7伊勢志摩サミット)
  - 7月：日EU首脳会談(ASEM首脳会合於：ウランバートル)
  - 9月：第17回交渉会合
  - 2017年 3月：日EU首脳会談(於：ブリュッセル)
  - 4月：第18回交渉会合

#### 2. 日EU首脳会談(2017年3月21日)

日EU・EPA交渉の可能な限り早期の大枠合意に向けて、双方が精力的に取り組んでいくことへの強いコミットメントを再確認。

#### 3. 今後の予定

首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ間断なく鋭意交渉を継続。

#### (参考) 日EU・EPAの経済規模

	TPP	日EU	RCEP	日中韓
人口 (括弧内は世界人口に占める割合)	8億人 (11%)	6億人 (9%)	34億人 (46%)	16億人 (21%)
GDP(米ドル)	28兆ドル	21兆ドル	23兆ドル	17兆ドル
日本の貿易総額に占める貿易額割合	30%	11%	47%	27%

出典：経産省統計局資料、外務省ホームページ、財務省ホームページ

2017年7月：第24回EU首脳協議で大枠合意

2017年12月：首脳電話会談交渉妥結合意

2018年7月：第25回首脳協議で署名

2018年12月：国会で承認

※日EU経済連携協定テキスト(和文)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4\\_004215.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_004215.html)

○日・EU経済連携協定の概要

**主な内容: 物品貿易**

**日本産品のEU市場へのアクセス**  
EU側関税撤廃率: 約99% (注1)(注2)

**工業製品**

- 100%の関税撤廃。
- 乗用車(現行税率10%): 8年目に撤廃。
- 自動車部品: 9割以上が即時撤廃(貿易額)。
- 一般機械, 化学工業製品, 電気機器: 約9割が即時撤廃(貿易額)。

\*一般機械: 86.6%, 化学工業製品: 88.4%, 電気機器: 91.2%。

**農林水産品等**

- 牛肉, 茶, 水産物等の輸出重点品目を含め, ほぼ全品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- 日本ワインの輸入規制の撤廃(醸造方法の承認, 業者による自己証明の導入)。
- 酒類の全ての関税を即時撤廃。自由な流通が可能。
- 農産品・酒類(日本酒等)に係る地理的表示(GI)の保護を確保。

→

**EU産品の日本市場へのアクセス**  
日本側関税撤廃率: 約9.4% (農林水産品: 約8.2%, 工業品等: 100%) (注1)

**工業製品**

- 化学工業製品, 繊維・繊維製品等: 即時撤廃。
- 皮革・履物(現行最高税率30%): 11年目又は16年目に撤廃。

**農林水産品等**

- コメは, 関税撤廃・削減等の対象から除外。
- 麦・乳製品の国家貿易制度, 砂糖の糖価調整制度, 豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガードを確保。
- ソフト系チーズは関税割当てとし, 枠内数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

→

**大企業のみならず, メーカーに部品を納入する中小企業にも裨益。**  
**農林水産品:** 5億人を超えるEU市場への日本産農林水産物輸出促進に向けた環境を整備。  
**酒類:** 輸出拡大とGI保護によるブランド価値向上。

(注1)撤廃率は, 品目数ベースの値。(注2)EU側の撤廃率はEU側公表資料による。

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート (2017年4月時点のMFN)
毛の糸・織物	即時撤廃	2%~8%
綿の糸・織物	即時撤廃	4%~8%
化合織の糸・織物	即時撤廃	3.8%~8%
不織布、特殊糸	即時撤廃	3.2%~12%
コーテッド織物類(工業用繊維等)	即時撤廃	4%~8%
衣料品(ジャケット、ネクタイ等)	即時撤廃	6.3%~12%
リネン類(タオル等)	即時撤廃	6.9%~12%



### ●日中韓経済連携協定について

12月6日から7日まで、中国・北京において、第14日中韓自由貿易協定(FTA)交渉会合が開催された。この会合では、日中韓FTA交渉の加速化に合意し、本年の日中韓FTA交渉の進め方について議論が行われた。また、RCEP交渉の進捗を踏まえ、幅広い交渉分野について議論が行われた。第15回日中韓FTA交渉会合は、日本で開催する方向で、今後日程を調整することとなった。

日中韓FTAについて

**1. これまでの経緯**

2003年～2009年：民間共同研究を実施。  
 2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の上げを目指すことで一致。  
 2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。  
 2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。  
 2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。  
 2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の上げを宣言。  
 2013年3月：第1回交渉会合を開催。  
 2013年7月：第2回交渉会合を開催。  
 2013年11月：第3回交渉会合を開催。  
 2014年3月：第4回交渉会合を開催。  
 2014年9月：第5回交渉会合を開催。  
 2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。  
 2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。  
 2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。  
 2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。  
 2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。  
 2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長/局次長会合）を開催。  
 2017年4月：第12回交渉会合を開催。  
 2018年3月：第13回交渉会合を開催。

**2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント**

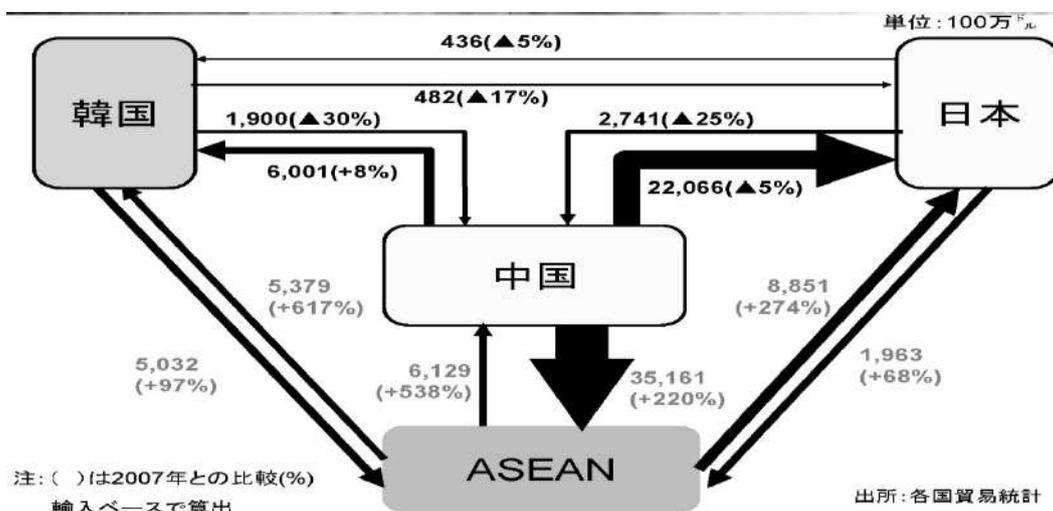
- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウィンの状況を目指す
- 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う

**3. 今後の予定**

- 調整中(次回の交渉会合の開催地は中国)。

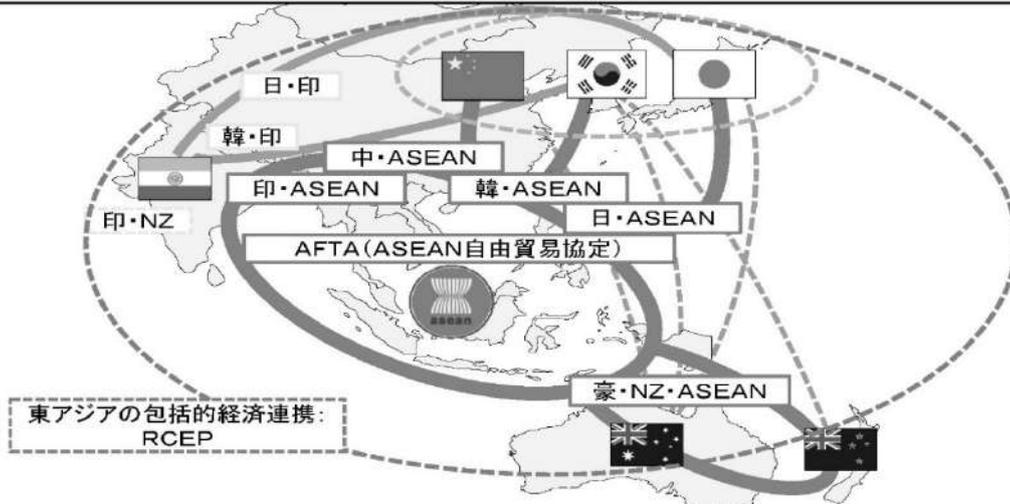
2018年12月：第14回交渉会合(北京)

### 中韓FTA発効を踏まえたアジア貿易自由化への影響



## 東アジアの繊維貿易フロー（2017年）

・東アジアにおけるFTAネットワークは、2010年までにASEANを軸にほぼ完成  
 ・今後、ますますASEANを基軸としたサプライチェーンの拡大が加速すると考えられ、それと共に重要な生産、開発拠点もASEANに移動する可能性あり



2

### ●日・RCEP経済連携協定について

#### 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について

<p><b>1. これまでの経緯</b></p> <p>RCEPとは、既にASEANと「個々にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の閣僚会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協力的な方法で更に交渉を強化することとされた。</p> <p>2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み（RCEP）を採択。</p> <p>2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。</p> <p>2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。</p> <p>2013年5月：第1回交渉会合（於：ブルネイ）を開催。              8月：第1回閣僚会合（於：ブルネイ）を開催。              9月：第2回交渉会合（於：豪州）を開催。</p> <p>2014年：第3～6回交渉会合を開催。              8月：第2回閣僚会合（於：ミャンマー）を開催。</p> <p>2015年：第7～10回交渉会合を開催。              8月：第3回閣僚会合（於：マレーシア）を開催。              11月：ASEAN関連首脳会議（於：マレーシア）を開催。</p> <p>2016年：第11～16回交渉会合を開催。              8月：第4回閣僚会合（於：ラオス）を開催。              9月：ASEAN関連首脳会議（於：ラオス）において、RCEP首脳共同声明を发出。</p> <p>2017年：第17回～20回交渉会合を開催。              9月：第5回閣僚会合（於：フィリピン）を開催。              11月：閣僚会合（於：フィリピン）を開催。              RCEP首脳会議（於：フィリピン）において、「RCEP交渉の首脳による共同声明」を发出。</p> <p>2018年2月：第21回交渉会合（於：インドネシア）を開催。              2018年3月：第4回中間閣僚会合（於：シンガポール）を開催。              7月：第5回中間閣僚会合（於：東京）を開催。</p>	<p><b>2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」（2012年11月首脳会合）のポイント</b></p> <p>○ 交渉の原則（抄）              参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。</p> <p>○ 物品貿易              交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、（中略）高いレベルの関税自由化の達成を目指す。</p> <p><b>3. 「RCEP交渉の首脳による共同声明」（2017年11月首脳会議）（抄）</b></p> <p>閣僚と交渉官が、RCEP交渉の妥結に向けて2018年に一層努力することを指示する。</p> <p><b>4. 今後の予定</b></p> <p>8月末 第6回閣僚会合（シンガポール）</p>
---	--



- 2018年4月：第22回交渉会合(シンガポール)  
 2018年7月：第23回交渉会合(バンコク)  
 2018年8月：第6回閣僚会合(シンガポール)  
 2018年10月：第6回中間閣僚会合(シンガポール)  
 2018年10月：第24回交渉会合(ニュージーランド)  
 2018年11月：閣僚会合・首脳会合(シンガポール)

## RCEPの意義

1. RCEPが実現すれば、人口約34億人(世界全体の約半分)、GDP約20兆ドル(世界全体の約3割)、貿易総額約10兆ドル(世界全体の約3割)を占める広域経済圏が出現。
2. 世界の成長センターであるアジア太平洋地域経済との連携強化は、我が国が経済成長を維持・増進していくために不可欠。
3. 我が国の貿易総額に占めるFTA締結相手国との貿易の割合(FTA比率)が27%、(中国21.2%、韓国5.6%)増加し、日本再興戦略の目標達成(2018年までにFTA比率70%)に寄与。
4. 物品貿易(関税撤廃・削減等)に加え、サービス貿易、投資、知的財産等が含まれるため、これらの分野での我が国企業の活動を支援、地域におけるルール作りに貢献。
5. 広域のFTAが実現することにより、参加国間における貿易・投資が更に促進されるとともに、地域における効率的なサプライチェーンの形成等に寄与。

## ●日・カナダ経済連携協定について

### 日カナダEPAについて



- 2012年3月の日加首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。  
 ○2012年11月に第1回交渉会合、2013年4月に第2回交渉会合、同7月に第3回交渉会合、同11月に第4回交渉会合、2014年3月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、同11月に第7回交渉会合を開催。

#### 1. 今までの経緯

2010年11月	: 日加首脳会談において、経済連携に前向きに対処することで意見が一致。
2011年3月 ～2012年1月	: 日加EPAに関する共同研究会合を全4回開催。
2012年3月	: 共同研究報告書の公表。
2012年3月	: 日加首脳会談において、日加EPA交渉の開始に合意。
2012年7月	: 日加EPA交渉準備会合を開催。
2012年11月	: 第1回交渉会合を開催。
2013年4月	: 第2回交渉会合を開催。
2013年7月	: 第3回交渉会合を開催。
2013年11月	: 第4回交渉会合を開催。
2014年3月	: 第5回交渉会合を開催。
2014年7月	: 第6回交渉会合を開催。
2014年11月	: 第7回交渉会合を開催。

#### 2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

##### ○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・農林水産品に関するセンシティブティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

##### ○第5章 結論

- ・包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・センシティブティが双方に存在することに留意。

#### 3. 今後の予定

次回(第8回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

●日・コロンビア経済連携協定について

**日コロンビアEPAについて**

○2012年9月の日コロンビア首脳会談において、EPA交渉の開始に合意。  
 ○2012年12月に第1回交渉会合、2013年5月に第2回交渉会合、同10月に第3回交渉会合、  
 2014年2月に第4回交渉会合、同5月に第5回交渉会合、同7月に第6回交渉会合、  
 同9月に第7回交渉会合、同10月に第8回交渉会合、同12月に第9回交渉会合、2015年3月に第10回  
 交渉会合、同5月に第11回交渉会合、同7月に第12回交渉会合、同9月に第13回交渉会合を開催。

**1. 今までの経緯**

2011年9月 : 日コロンビア首脳会談において、EPAに関する共同研究開始を決定。

2011年11月  
～2012年5月 : 共同研究会合を全3回開催。

2012年7月 : 共同研究報告書の公表。

2012年9月 : 日コロンビア首脳会談において、日コロンビアEPA交渉開始に合意。

2012年12月 : 第1回交渉会合を開催。

2013年5月 : 第2回交渉会合を開催。

2013年10月 : 第3回交渉会合を開催。

2014年2月 : 第4回交渉会合を開催。

2014年5月 : 第5回交渉会合を開催。

2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。

2014年9月 : 第7回交渉会合を開催。

2014年10月 : 第8回交渉会合を開催。

2014年12月 : 第9回交渉会合を開催。

2015年3月 : 第10回交渉会合を開催。

2015年5月 : 第11回交渉会合を開催。

2015年7月 : 第12回交渉会合を開催。

2015年9月 : 第13回交渉会合を開催。

**2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」のポイント**

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。
- ・貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに妥当な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシティブリティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。

○第5章 結論

- ・EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。
- ・できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

2016年は事務レベルでの非公式会合を開催

●日・トルコ経済連携協定について

**日トルコEPAについて**

**1 これまでの経緯**

2011年11月 : G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA/FTA締結に向けての期待を表明。

2011年12月 : 訪日中のババジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA/FTAの協議を行いたい旨発言。

2012年7月 : 第1回日トルコ貿易・投資関係会合(玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣)において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。

2012年11月 : トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。

2013年2月 : 東京で共同研究第2回会合を開催。

2013年7月 : 共同研究報告書を公表。

2014年1月 : 日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。

2014年6月 : スコーピング協議。

2014年12月 : 第1回交渉会合を開催。(於: 東京)

2015年4月 : 第2回交渉会合を開催。(於: アンカラ)

2015年9月 : 第3回交渉会合を開催。(於: 東京)

2016年1月 : 第4回交渉会合を開催。(於: アンカラ)

2016年6月 : 第5回交渉会合を開催。(於: 東京)

2017年1月 : 第6回交渉会合を開催。(於: アンカラ)

2017年9月 : 第7回交渉会合を開催。(於: 東京)

2018年1、2月 : 第8回交渉会合を開催。(於: アンカラ)

4月 : 第9回交渉会合を開催。(於: 東京)

6月 : 第10回交渉会合を開催。(於: アンカラ)

**2 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント**

○日EU・EPAとの関係

両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。

○センシティブ品目の扱い

関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブリティを強調。

○結論

特定の品目のセンシティブリティに留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらすし、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。

**3 今後の予定**

調整中

2018年9月: 第11回交渉会合(東京)

2018年12月: 第12回交渉会合(トルコ)



## ●特許公開情報

2018年12月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2018年12月公開分)

< 12月分 >

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	実登 3219483	株式会社丸山タオル	織物
2	特開 2018-204707	樋屋ティスコ株式会社	回転軸シール
3	特開 2018-204142	国立大学法人京都工芸繊維 大学 国立研究開発法人国際農林 水産業研究センター	ポリ乳酸溶融紡糸繊維
4	特開 2018-204135	河野 克己 (神奈川県)	じゃばら状に伸縮する筒状織物
5	特開 2018-202639	東レ株式会社	樹脂複合体
6	特開 2018-202071	日本カーベット工業株式会社	敷物用パイル材
7	特開 2018-199889	トヨタ紡織株式会社 T Bカワシマ株式会社 大喜株式会社	車両内装用表皮材
8	特開 2018-199888	トヨタ紡織株式会社 T Bカワシマ株式会社 大喜株式会社	車両内装用表皮材
9	実登 3219307	季 志成 (中国)	パイル織物および衣料
10	特開 2018-197411	信越石英株式会社 旭化成株式会社	ガラスヤーン、ガラスクロス、プリプレグ及 びプリント配線板
11	特開 2018-197406	倉敷紡績株式会社	セルロース撥水繊維を含む繊維集合体とその 製造方法及び繊維製品
12	実登 3219212	クリスタル マーティン インティメット (マカオ コマーシャル オフショ ア) リミテッド (マカオ)	超音波でホットメルト切断しやすいゴムバンド
13	特開 2018-194063	NOK株式会社 東レ株式会社 東工コーセン株式会社	樹脂製ベルト

14	特開 2018-194062	NOK株式会社 東レ株式会社 東エコーセン株式会社	樹脂製ベルト
15	特開 2018-193635	山華企業股▲ふん▼有限公 司(台湾)	織物の縫目構造及び該織物の縫目構造の使用 法
16	特開 2018-193626	ユニチカ株式会社	複合型モノフィラメント系の製造方法

**綿工連 2018年(平成30年) 一年の動き**

- 1月12日…………… 織産連監査委員会(東京・繊維会館)
- 1月16日…………… 織産連役員総会・賀詞交換会(東京・東京プリンスホテル)
- 1月25日…………… SCM推進協議会理事会(東京・TFTビル)
- 1月25～26日……… ビワタカシマ2018春夏素材展大阪展(大阪・綿業会館)
- 1月29日…………… 第117回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 2月15～16日……… ビワタカシマ2018春夏素材展東京展(東京・ふくい南青山291)
- 2月22～23日……… 遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 3月 2日…………… 綿工連綿's倶楽部全国交流会(今治タオル産地)
- 3月 7～8日……… 播州織総合素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 3月12日…………… 同交会理事会、綿スフ工連/綿工連正副理事長会議(大阪・綿業会館)
- 3月15日…………… 第118回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 3月23日…………… 「平成30年度綿スフ織物業振興事業助成金事業」に係る外部審査会
- 3月23日…………… 第1回繊維産業技能実習事業協議会(経済産業省)
- 4月 5～6日……… 第6回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)
- 4月23日…………… 綿スフ工連/綿工連/同交会監事会(東京)
- 4月23日…………… 第2回繊維産業技能実習事業協議会(経済産業省)
- 5月 9～10日……… JFW-Premium Textile Japan 2019S/S(東京国際フォーラム)
- 5月 9日…………… 第119回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 5月11日…………… 綿スフ工連・綿工連理事会(大阪・綿業会館)
- 5月12日…………… 綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)
- 5月25日…………… 綿スフ工連/綿工連通常総会・理事会、同交会理事会・評議員会  
(大阪・綿業会館)
- 5月29日…………… 第3回繊維産業技能実習事業協議会(経済産業省)
- 6月12日…………… SCM推進協議会理事会(東京・TFTビル)
- 6月15日…………… 第120回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)
- 6月19日…………… 第4回繊維産業技能実習事業協議会(経済産業省)



- 6月26～27日……ジェトロ欧米向けテキスタイル輸出展示商談会(東京・ジェトロ本部)  
 6月29日……SCM推進協議会理事会(東京・TFTビル)  
 7月24日……織産連常任委員会(霞ヶ関ビル)  
 8月 1日……第121回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)  
 8月 4日……綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)  
 9月26日……第122回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)  
 9月27～28日……綿スフ工連広幅先染専門委員会(九州産地)  
 10月11日……第5回繊維産業技能実習事業協議会(東京・経済産業省)  
 10月15日……外国人技能実習に係る委員会(大阪・綿業会館)  
 10月26日……第123回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)  
 11月 1～2日……綿工連綿's倶楽部「第5回機屋の直売会」(レンタルスペース“さくら”中目黒)  
 11月 2日……綿スフ工連/綿工連/同交会監事会(東京)  
 11月 5日……第8回日中韓繊維産業協力会議(中国・西安市)  
 11月 9日……近畿以西事務局会議(九州産地)  
 11月21～22日……JFW-Premium Textile Japan 2019 A/W、JFW-Japan Creation 2019  
 11月26日……第124回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)  
 12月 1日……綿工連綿's倶楽部委員会(大阪・綿業会館)  
 12月 5日……織産連常任委員会(東京・東海大学校友会館)  
 12月11日……平成30年度第2回取引改革委員会(東京・TFTビル)  
 12月20日……第6回繊維産業技能実習事業協議会(東京・経済産業省)

### 1月以降の行事

- 1月11日……織産連監査委員会(東京・繊維会館)  
 1月16日……織産連役員総会・賀詞交換会(東京・東京プリンスホテル)  
 1月24日……SCM推進協議会理事会(東京・TFTビル)  
 1月24～25日……ビワタカシマ2020春夏素材展 東京展(東京・ふくい南青山291)  
 1月29～30日……播州織総合素材展(東京・アキバスクエア)  
 1月30日……第125回繊維通商問題委員会(東京・繊維会館)  
 2月7～8日……ビワタカシマ2020春夏素材展 大阪展(大阪・綿業会館)  
 2月21～22日……遠州織物コレクション(東京・文化ファッションインキュベーション)  
 2月26日……綿スフ工連/綿工連/同交会理事会(大阪・綿業会館)  
 3月 2日……綿工連綿's倶楽部全国交流会(名古屋・名古屋観光ホテル)  
 3月19～20日……第7回綿織物産地素材展(東京・文化ファッションインキュベーション)  
 5月21～22日……JFW-Premium Textile Japan 2020S/S(東京国際フォーラム)  
 5月24日……綿スフ工連/綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会(大阪・綿業会館)

“ジャパン・コットン・マーク”は  
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN  
COTTON**



**Pure Cotton**

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN  
COTTON**



**Cotton Blend**

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を  
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した  
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を  
推進しております。